

第二百二回 参議院内閣委員会 會議録第十三号

昭和六十年五月三十日(木曜日)
午後二時三十三分開会

委員の異動

五月二十四日

赤桐 操君

補欠選任 野田 哲君

小山 一平君

小野 明君

五月二十八日

野田 哲君

補欠選任 志吉 裕君

柄谷 道一君

井上 計君

五月二十九日

井上 計君

補欠選任 野田 哲君

志吉 裕君

柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長

大島 友治君

理事

亀長 友義君

委員

板垣 正君

岡田 広君

源田 実君

沢田 一精君

林 寛子君

松垣徳太郎君

堀江 正夫君

森山 眞弓君

小野 明君

国務大臣

大蔵 大臣

竹下 登君

政府委員

人事院 総裁

内海 倫君

人事院 事務総局 管理局長

網谷 重男君

人事院 事務総局 給与局長

鹿兒島重治君

社会 保障制度 審議会 事務局長

藤田 恒雄君

総務庁 人事局長

藤井 良二君

総務庁 人事局次長

吉田 忠明君

兼 内閣 審議官

友藤 一隆君

防衛庁 人事局長

西垣 昭君

大蔵 大臣 官房 審議官

門田 實君

兼 内閣 審議官

保田 博君

大蔵省 主計局 次長

林 利雄君

事務局 側

小玉 俊一君

常任委員会 専門員

伴内 昭彦君

説明員

外松 源司君

参考人

日本たばこ産業株式会社 労働部長

日本電信電話株式会社 職員部長

兼 厚生部長

日本国有鉄道 共済事務局 局長

外松 源司君

本日 の 會議 に 付 した 案件

○ 参考人 の 出席 要求 に 関 する 件

○ 昭和 四十二 年度 以後 に 関 する 国家 公務員 等 共済 組合 等 から の 年金 の 額 の 改定 に 関 する 法律 等 の 一部 を 改定 する 法律 案 (内閣 提出、衆議院 送付)

○ 委員長 (大島 友治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十四日、赤桐操君及び小山一平君が委員を辞任され、その補欠として野田哲君及び小野明君が選任されました。

○ 委員長 (大島 友治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、日本たばこ産業株式会社労働部長伴内昭彦君及び日本電信電話株式会社職員部長兼厚生部長外松源司君を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○ 委員長 (大島 友治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○ 委員長 (大島 友治君) 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明は前回既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○ 亀山篤君 最初に大蔵大臣にお伺いをします。

この法案を提出するに当たりまして二つの審議会に諮問をしております。その点についてお伺いをしますが、最初に国家公務員等共済組合審議会からの答申がことしの一月三十一日に四項目出ております。

共済組合年金の性格がいつも議論になるわけですが、この審議会でも同じく問題の指摘が第一にされております。

それから二つ目には、前回公務員と公企体職員を統合、財政調整するということが相なったために人勧グループと仲裁グループの違いが出てきたわけです。これは今後も、今後ともいうより、ことしも公労協に対する仲裁裁定が出るであろう。

たばこと電電株式会社は既に労使間で妥結しております。いずれ国家公務員につきましても人事院からしかるべき勧告が出るだろう。そうしますと、単に人勧グループと仲裁グループという二つだけのものではなくして、人勧グループ、仲裁裁定グループ、民間グループというふうな多岐にわたる、またその賃上げの水準もかなり違ってくると思ふんですね。そういうことについてこの国共審も問題の指摘をしております。当然だと私もは考えるわけですが、その点についてどうお考えでしょうか。

それからもう一つ、恩給との関連の問題が指摘をされております。前回当委員会でも恩給の性格、共済組合の性格というものが議論になりました。まだ胸にすんと落ちるような整理がされてないというふうに思いますが、ここでも問題の指摘がされております。なお、国鉄共済年金のことにつきましては、昨年とそれからことし連続して二回スライドの停止ということが発生したわけですが、このことについても問題の指摘がされております。これらは今回の法案にどういうふうに関与

込まれているのか、あるいは繰り込まれたとしても、将来またさらに検討しなければならぬ問題があるとは認めざるを得ない、その点についてのお考えをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(門田實君) ただいまいろいろの御指摘があったわけでございますが、まとめてお答えいたしたいと思っております。

第一点は、人勧グループと仲裁グループで改定の取り扱いを異にしておるわけでございますが、その両者の間でのベアの実施状況に相違がある、そういうことでまたそれが年金額にはね返ってくるという状況にあるわけでございます。したがって、今回のこの改正法ではそういった両者の講じておる、こういうことでございます。やや細かく申し上げますと、例えば昭和五十七年度において仲裁グループで退職された方、こういう方につきましては今回は今回ある調整措置を講じておる、しかし五十八年度に退職された方につきましてはなお公務員グループより水準が高いわけでございまして、調整措置を講じない、こういうことをいたしておるわけでございます。

お尋ねは、今後仲裁グループ、それから電電、たばこ産業と民間へ移行いたしましたそういったグループ、それから公務員グループとでこういうふうになりますその差が出てくるのではないかと、こういうことでございまして、その点につきましては一つだけ今後の方向ということで申し上げてみたいと思っておりますが、それはこの国会に提出しておりますところの共済年金制度の改正法案、この法案では最終一年の本俸から年金額を出すんでございまして、勤め出してからずっと全期間の平均標準報酬というもので年金額を出していく、こういう改正を考えておるわけでございます。そういういたしますと、現在は最終一年から本俸が出ますので、その最後の一年のベアがもろに年金に替わってございまして、今後はいわば勤務に入りまして全期間の平均であるということで、単年度の

ベアがほとんど影響しないというふうなことで、その辺につきましましてはこういった大きな調整措置が逆に不要になると、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから国鉄共済につきましましてスライドを停止しておるというところの問題がある、こういうお話がございまして、国鉄共済につきましましては、現在六十年度からその年の支給額をその年の共済の収入で賄い切れず、こういう状況になりまして、国家公務員共済あるいはたばこ産業、電信電話からの援助によって何とか毎年の支給額を賄っていく、こういう措置を講じておるわけでございまして、そういった措置を講じておるわけでございまして、国鉄共済につきましましては、年金額の改定をいたしますと、その改定費用は直ちに他の共済の拠出金あるいは現役負担になるというところでございまして、また率直に申し上げまして、国鉄共済の職員の方々、若くして国鉄でなお頑張ろうというところに入つた方々の掛金負担も現在既に相当高い水準にございまして、この際はそういったことをいろいろ考慮すれば年金受給者の方々である程度我慢していただくほかはないのではないかと、こういうことでやむを得ざる措置としてこういうことをやっておる、こういうような状況でございまして。

○亀山篤君 社会保障制度審議会の事務局に来ていただいたお話を伺っておりますが、この答申は大筋において恩給の改正に徹するもので「やむを得ないものと認める」、こういう御意見があります。この意見は国共審の答申と変わった意見であります。その点についての説明をひとつお願いしたい。

それからもう一つ、なお国鉄共済組合の年金の取り扱いについては問題が残るということで、この答申の文章だけでは議論された経緯がよくわからないわけですね。いかなる問題が残っているのか、あるいは残る問題について制度審としてはどういう議論がされたのか、もちろん結論は出ていないと思っておりますけれども、参考のために伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(藤田恒雄君) 今年二月八日付の本審

議会の答申中「やむを得ないと認める」という判断を示したわけでございまして、これもこれまでのスライドの決め方というものは、慣例的にまず人事院勧告がございまして、それに倣って恩給のスライドがある、またそれに共済が倣うというような形をとってきたわけでございまして、当審議会としましては、恩給制度というのは社会保障といひましても広い意味の社会保障でありまして、かなり国家補償的な性格が強いということもありまして、純粋な社会保障制度であります共済年金のスライドが恩給に倣うというのはいかかものかというところで、前々からこれはおかしいんじゃないかと、何とか独自の考え方でございまして、社会保障として民間の厚生年金、国民年金等とも一貫した考え方でございましてスライドをやつてもらいたいというところを希望してきたわけでございまして、これと、なかなか共済制度というものが恩給と切り離すことができないというところがありまして今日に及んでおるわけでございまして、我々として、ましては、できればそういうふうに社会保障として一つの筋を通したものにしたいという希望はあるわけでございまして、幸い今国会に共済年金の改正案が出てございまして、今後は社会保障制度として厚生年金や国民年金と同じようなスライドをとるという方向に持っていきましたので、基本的にいいんじゃないかと思っておりますけれども、この改正につきましましてはそういうつなぎのことであります、従来の慣例もございまして、当面やむを得ないかなという感じがございまして、答申がなされたわけでございまして。

勢でございました。ただ、社会保障制度として年金の実質価値を維持するということは非常に大切なことでございまして、それが崩れるというのは非常に問題だということでもって、スライドの趣旨からすれば、今回の措置というのは極めて異例な措置でなろうかというふうな問題意識を当審議会としては持っているんだということをはっきりさせたわけでございまして。

○亀山篤君 大蔵大臣に伺いますが、先日の当委員会では恩給法の審議をしたわけで、私は担当大臣であります総務庁長官にも聞きました。それからバランスの議論として厚生省にも意見を聞きまして、それから給与上の立場から人事院にもお尋ねをしましたが、みんな担当外のところは、できるだけさわらないという意味もあったんで、よう、明快なお話がないんです。

さて、恩給についても広い意味の社会保障、あるいは法律の裏側から見ますと国家的な最低補償、最低と言えどもかわかりませんが、補償である。片方の共済組合は、保険の原則と扶養の原則の二つをまとめて制度ができ上がっているわけですね。そこで国共審の方では、この共済年金の独自性から見て恩給に準ずるというのはいかかものかである、これは長い間国共審からは指摘をされてきたわけで、また私も、結果としてバランスをとるという国民感情なりあるいは受給者の気持ち等をそんたくすれば、そういうこともあり得ると思っておりますが、本来の性格から考えてみて、それぞれ独自なものがあつていいと思っております。あるいは場合によれば特殊事情が加味されているというところですね。ところが全部並びにいかでしよう。大蔵大臣はすべて恩給についても財政上の分野から検討されておられますし、またこの共済につきましましては担当大臣としてのお考えがあるろうかと思うんですが、その点がどうもいづれもすっきりしないわけで、小野委員の質問に対して、最

近初めのことでありますけれども、恩給についてそれぞれの給付の平均額が出されました。私はおやつと思ひました。というのは非常に低額であります。恩給につきましては、普通恩給にしろあるいは扶助給にしろ、非常に平均金額が低いんです。なぜ低いかといへば、兵隊の一等兵、二等兵から大將までを入れているわけですね。片方は勤続二十五年、そういうものを基準にしてやるわけですから高いわけです。ですから、単純に恩給と共済組合あるいは厚生年金を比較しながら物を考えるということは、もうぼつぼつやめた方がいいじゃないか、それぞれの独自性、特殊性というものを持った恩給法なり共済組合でいいじゃないかと、こういうふうには個人的に考えますが、大蔵大臣はどうでしょう。

○国務大臣(竹下登) 確かに生い立ちも違ひますね。共済の方は、私も昨年の国会で御審議いただいた際つくづく感じましたのは、審議会の議論等を承っておりますと、二つの点を大變に感じました。

一つは、労働者連帯とでも申しますか、そういう連帯がこの国家公務員共済等の改正につながつたなあ。しかし、審議の過程を聞いておりました、今後注意しなきゃならぬと感じましたのは世代間バランスの問題でありました。すなわち、十萬円で初任給の人が七千円弱でございますか払つて、退職した方が二十二万で、それを担いでおることに対する世代間バランスというのが、まあ国鉄共済の問題があったから余計でもございしたけれども、今後の年金そのものを考えていくときにこれはよっぽど注意してからかぬといかぬなと、こういう問題を感じました。

それからいま一つの問題点は恩給とのバランス問題であります。今お願いしておりますところの措置ということになりますと、若干の特殊性も考えつつも、これはいわば給与に対するバランスということになりますと、年々お願いしておる方法しか今の場合ないじゃないかと、こういう感じを持って対応をして今日に至つておるわけであ

ります。

○鶴山篤君 いや、どうも胸に落ちるような御答弁ではない。しかしこれを議論していきますと長くなりませんが、ぜひひとつ今後性格の問題については、それぞれについて圧力団体がありませんけれども、政治の舞台としてはもとにも取り組んでい

ただきたいと、こういうふうな思ひます。さて、財政調整期間にもう既に入つておりまして、六十四年度までなんです。問題を明らかにするために数字を明らかにしてもらいたいんです。国家公務員共済組合の連合会が結構であります。長期給付に対する組合員の掛金率、それから平均掛金額ですね、それから国鉄、専売、電電、もちろん共済組合連合会とは実施時期あるいは値上げの時期が違つておるわけですが、現状では掛金率が幾らで平均掛金額は幾らになるでしょう、その点をお伺いいたします。

○政府委員(門田賢吉) お答え申し上げます。連合会一般の国共済でございまして、昨年度大幅な引き上げがございまして、五十九年十二月で掛金率は千分の七十一・二になつております。それから国鉄共済は、昨年の十月でございまして、千分の百二・〇。それから電電共済、これは同じく昨年の十月で千分の六十六・〇。日本たばこ産業共済でございまして、同じく五十九年十月で千分の八十一・五と、こういう掛金率でございまして、

○鶴山篤君 その上に国鉄に対する調整が加えられるわけですね。率はわかりました。それに〇・五三加えたら、それぞれの掛金額ですね、これは平均額で幾らになりますか。

○政府委員(門田賢吉) 国共済の場合は今数字がございまして、毎月の平均掛金額が約一万五千円。それからただいま委員からお話ございました国鉄への援助分、これが千二百円、こういう数字でございまして、ちよつと他の方は今手元にございませ

ん。○鶴山篤君 その次に財政調整五ヶ年計画についてお伺いをします。この財政調整につきましては、いわゆる船後会

長から大蔵大臣に意見が出されました。このことについては私も読ましていただいておりまして、そこで問題でございまして、財政調整五ヶ年計画の前提条件が幾つかあるわけですね。一つは組合員数をこの五年間でそれぞれ幾らに見るか、それからベースアップが三％であるというふうな幾つかの前提条件が置かれておるわけですね。

そこで、先ほど大蔵省から新しい数字をいただいたわけですね。例えば国家公務員の場合に五十九年十一月末百十六万六千人と書かれておるものに対して、ごく最近の状況では百十六万四千人といい算定であります。それから電電、NTTについて言いますと、三十一万六千人であります。電電さんの場合には五十八年度決算で数字が出ておつて三十二万一千。それから専売さんの場合には、五ヶ年計画の方では三十三万三千人でありまして、五十九年十二月末で三十五万人。それから国鉄の場合には三十二万二人で全部算定しておりますね。

そこで、参考までにお伺いするわけですが、五十八年度の決算を国家公務員の方で調べてみますと多少減員の傾向にあります。しかしながら、現実には各省庁を調べてみますと、減るところもありまして、文部省にしろ厚生省にしろ、ふえておるところもありません。人員の削減の度合いというものは非常に少ない、こういうふうに見ると、とがでるわけでありまして、それから国鉄の場合には、五十八年度決算で見まして三十三万人も減つておるわけですね。それから電電さんが四千七百、専売さんが千四百。しかし、この電電さん、専売さんにしても、株式会社になりましたから効率化という面とそれからちよつと退職のピークということも考えられますので、そうしますと退職者の数がかなりふえてくる、こういうふうな思ひわけですね。

そこで、大蔵大臣にお伺いしますが、この五ヶ年計画の前提条件というのは、当時財政調整委員会が推定した数字ですからこれも一つの根拠だと思ひますけれども、この数字に大きく変化が生じる

のではないかと懸念するわけでありまして。それからベースアップ、年金改定率を三・〇％に抑えておりますが、今回大蔵省の提案でも三・四％というふうになつておるわけでありまして、この財政調整五ヶ年計画の前提条件がそういう意味で崩れるのではないかと懸念するわけですが、その点についてのお考え方はどうでありましょうか。

○政府委員(門田賢吉) ただいまお尋ねのございました国鉄の財政調整五ヶ年計画についてでございますが、当時この審議会におきましては大変議論があつたわけでございます。組合員数を一体どういうふうに見ていくのかということについては真剣な議論の対象になりました。もちろんいろいろ議論があつたわけでございますが、しかしながらその時点で事柄は国鉄をめぐつて非常に流動的であつたわけでありまして、計画策定時点でオーソライズされておつた数字は三十二万二人という数字じゃない。仮にこれ以外の数字をまた出しますとそれがまた新たな問題を引き起こすというふうなこともございまして、三十二万が絶対妥当なんだというものでございまして、一応このオーソライズされた数字でもって前提としたと、こういうことでございまして。

それからベアの点でございまして、三％と見込んだという点でございまして。これもなかなか議論があつたところでございまして、財政計画に大きな影響を与えてまいります。この財政計画委員会におきましては、援助する、拠出する側はできるだけ低く見込みたい、拠出を受ける側は収入面に影響いたしますからできるだけ高く見ていきたい、こういうことで大變議論があつたわけでありまして、結局よるべき基準としましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というものが策定されておるわけでございますが、これに基づきまして、ここで八〇年代のベアを三％と見ておるといふことでこれを採用した、こういうことでございまして。

それで、今後でございまして、ただいま委員からお話ございましたように事柄はかなり流動的であ

あると思います。この計画どおりというわけには
とてもまいらないと思います。財調計画自体も、
今後そういった費用の予想額に著しい変動が生じ
たような場合には計画の見直し、変更を行うとい
うふうになっておるわけでございます。これは将
来の動向にかかるところでございますので、また
そういう事態の時点時点でこの財調計画委員会
ですは御判断をいただく、こういうことになる
かと思ひます。

○磯山篤君 財政調整に入らばかりであります
ので、きめ細かく追及するつもりはありませんが、
この際ですから電電さんと専売さんにお伺いをし
たいと思ふんです。

私、先ほど五十八年度決算で要員の趨勢につ
いて私なりに理解を申し上げたんですが、財政調整
であらかじめ設定されました三十一万六千名とい
う電電さん、それから三十三万名というふうな数
字を置かれた専売さんについて、これからの
はば四、五年の間の要員の状況というのはどうい
うふうに変化するであろうかということが一つ、
それからもう一つは、前回国家公務員等共済組
合に統合した際に議論としてありましたのは、公
社制度が株式会社になる、しかし株式会社になっ
ても国家公務員等共済組合におつき合いをいた
く、それから系列の下請会社、身分を持ってい
く場合は当然ありますが、転出をされた場合に
ついてはそれぞれのところは国家公務員等共済組
合に加入してもらい、おつき合いをしてもらい、
こういうふうになっていたわけですが、株式会
社が発足したばかりでありますけれども、そうい
う分野についてこれからどういう状況にあるのか、
あるいは想定されるのか、その点についてお考
えがあるかと思ひますので、この二つについてお聞
かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(外松源司君) お答え申し上げます。
N T T共済組合におきまして昭和五十八年度末の
組合員数は三十二万一千人でございます。
お尋ねの今後の要員の推移でございますけれども、
退職者数が年度により多少異なるわけであり

ますが、おおむね九千人程度で推移する、今後も
ほぼ同程度の退職者数であるというふうに見込ん
でおります。

今後の採用でありますけれども、これは効率的
経営の推進という観点から、退職者のすべてにつ
いて補充するという考えはございませんで、全部
門にわたる合理化施策を積極的に推進しまして、極
力既配置要員の人員の再訓練、再配置によりまし
て対処してまいりたいというふうな考えでいると
ころでございます。

四月一日N T T発足後新たに設立された会社が
ございまして、これはすべてN T Tと業務、資本
その他について密接な関係を有しておりますので、
大蔵大臣の御指定を受けてN T Tと同じ共済
組合制度が適用されております。

○参考人(伴内昭彦君) 日本たばこ産業共済組合
でございますが、組合員数は今後を展望いたし
ますと減少してまいります。現在、年によりまし
て違いますが、平均しまして大体千五百名前後の
退職がございまして、この数年間でございまして
の後補充を行わないという施策をとってまいり
ております。その上に、昨年十二月に労働組合と合
理化交渉を妥結させまして、支所の統廃合を実施
することにしております。この十月に営業所関係
全体を終ります。その際には二千三百名の余
剰人員が出てまいります。これにつきましても補
充をしないというところで対処してまいりたいと思
っております。的確に何名と言ふわけにはまいり
ませんが、大体年々千数百名ずつの組合員数の減
少が見込まれます。

統合の際の共済組合法の適用の関係でございま
すが、いずれにしましても、公的年金制度の全体
としての統合が図られるまでの経過措置だと理解
しております。これまでの経緯もございまして、
で、私どもとしましては、共済組合法の適用が最
も妥当であるというふうな考えでおります。

○磯山篤君 今の説明にもありましたように、大
蔵大臣ね、国家公務員全体についていいますと、
減るところもありまますし増員するところもありま
すので、年間せいぜい千人か二千人ぐらいの減り
しかない。しかし、国鉄、電電株式会社、たばこ
株式会社はいずれも傾向としては減員の傾向にある
わけですね。言いかえてみますと、共済組合年金
の立場からいへば成熟度は高くなる、こういうふ
うに判断せざるを得ないと思う。そこで、発足し
たばかりでありますのできょうのところは具体的
に問題は指摘しませんが、ひとつ財政調整期間ぐ
らいは十分機能してもらわなければ困る、こうい
うことをこの際申し上げておきたいというふう
に思ふわけでありまます。

さて、最初の問題に若干戻りますけれども、た
しか本日、公労協グループに対して仲裁裁定が出
るであろう、こういうふうな思われまます。人事院
総裁、今年度の公務員の賃金問題について十分調
査をされていると思ひますが、問題意識としまし
ては、御案内のように人事院勧告が昨年出ました
けれども、政府の方針は三年間で較差の解消とい
うことで三・三七％に抑制したわけですね。した
がって、ことしの人事院勧告のあり方についてい
えば、当然未実施部分を含めて勧告がされるであ
らう。これはごく常識的に考えられるわけであ
るが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(内海倫君) 御承知のように、人事院
におきます勧告に際しましては、国家公務員の給
与を調査するとともに、今度は民間に対する調査
を実施して、そこから較差を導いてその較差に基
づいて勧告案を作成するわけでございますから、
現在私どもは国家公務員の方の調査をおおむね終
わり、民間関係の調査にこの五月の連休明けから
入っております。恐らく六月中旬ぐらいまではか
かると思ひますが、その結果、当然両者間に存す
る較差というものが出来て、その較差の中には今
お話しのように在来実現し得なかつたものが較差
として含まれて入ってくるもの、こういうふう
に考えております。

○磯山篤君 人事院勧告体制というのがあるわけ
でありまして、完全に実施がされるというの
はだれが考えても当たり前の話でありましたが、五十

七年に凍結、五十八年に抑制、こういうことが連
続して続いているわけですね。そうしますと人事
院勧告というものの性格に重大な影響があるとい
うふうに我々は考えるわけですが、その点総裁は
どういうふうな認識をされておりますか。

○政府委員(内海倫君) 人事院勧告というものに
つきましては、たびたびいろんな機会をとらえ
て、またこういう当委員会等におきまして御説
明を申し上げておるわけでございますが、これは
労働基本権というものの大きな制約を受けたた
における代償機能を営むその機能の一番大きな
ものがこの人事院勧告ということで行われるわけ
であります。公務員にとりましては給与の改善さ
れるほとんど唯一の機会でございますし、そう
いうことをあわせ考えました場合、人事院の行
う勧告というものは単に官民較差というものを政府
にあるいは国会にお知らせするというだけのもの
ではなく、一つの極めて厳しい意味合いを持った
勧告であり、国会におかれましても、政府におか
れましても十分審議はいたさなければならぬと思
ひます。これをぜひ実現していただくというところ
に勧告の意味があるものと考えます。

さてそこで、五十七年にいよいよ凍結され、以
下五十八年、五十九年につきましても、政府のい
ろいろな御努力はありますものの抑制された形
でまいっております。そういう意味からいいますと、こ
ういふことが何回も何回も継続していくという
うなことになるますれば、おのずからここに人事
院勧告とは何かというふうな問題もあるいは出
てくるおそれなしとしますが、私どもは勧告制度
というものの意味と、またそれが果たしておる意
義というものを、何としてもこれを存置し実現し
ていくということが現在の公務員の制度あるいは
公務部内における志気、さらに労使間の安定とい
うふうな上に非常に重要な意義を果たすわけであ
りますから、政府においてもたびたび、全力を奉
げてこれの実現に当たる、こういうふうなお話し
もこの席でも出されておるわけでございますし、私
どもはそういう御尽力に期待し、さらに国会の御

審議に期待してこの人勤制度というものが十分に機能するように、私どもも努力いたしますがぜひお願いを申し上げます、こういうことでございます。

○磯山篤君 三年間にわたりまして凍結、抑制がされた。組合側からはILOにも提訴されて既にILOから態度の表明がなされているわけですが、政府の統一見解としては、常に人事院勧告は最大限尊重すると言いつつも、片側では三年間で較差解消というふうに不完全実施を予約するような統一見解が出ているわけですが。

公務員の立場に立ちますと、この抑制をされたことについては当然反対ではありますけれども、それならば先行きどういう状況になれば完全実施をしていくのかと、こういう予約すらも明確にされていないわけでありまして、その意味では公務員の士気に重大な影響を与えたと同時に、この分野でいけば官民の較差は開くばかりであります。通常、官民較差というのは官が高くて民が低いというふうな言葉で代表されているわけですが、この分野で言えば官民較差というのは官が低い、こういう状況にあるわけです。したがって、ことしの勧告の場合には実施についての特別意見というふうなものを述べるべき段階ではないかなと、こういうふうに私どもは認識しますが、總裁としてはいかがなものでしょうか。

○政府委員(内海倫君) もとより、先ほど申しましたように、私どもは、政府におかれまして最も重要な政府施策としてこの人勤の完全実施ということをしていただきたい、これはもう私の衷心からの願いでございます。

さて、先ほど仰せのようなことにつきまして、御意見は十分承っておりますが、人勤の報告及び勧告につきまして我々としてもできるだけの考え方を盛り込んで努力いたしたいと、こういうふうに思っております。

○磯山篤君 昨年、人事院勧告が出ましたが、結局抑制されて、それが今年度の年金に三・四%という率にはね返っているわけですが、全く情けない

話だというふうに思うわけでありまして。

そこで、国家公務員法とのかわりについてお伺いをしますと、公務員法の第七七条で退職年金制度の問題を言っております。全文を読む必要はないと思いますが、「前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して」と、こういうふうに条件が付されているわけでありまして、その意味で言いますと、恩給の問題について人事院は所管外ではありますけれども、当然公務員制度の一環として年金制度と恩給というもののについての勉強はされていると思うんです。その点についてペアが行われる、恩給が上がる、それに準拠して共済年金が上がる、こういう意味で一つの指標になっているわけですね。恩給というものは恩給のスライドというものが基礎になっているわけですが、ところが、第七七条におきましては、「年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して」というふうに公務員を中心にした物の考え方である、第七七条というものは構成されているわけですが、たがって、今回でもあり前回でもそうでありまして、恩給法に並びということとは思想的には少し問題があるんじゃないかなというふうに二つ目として考えます。

それから三つ目の問題として、この「退職又は死亡の時の条件を考慮して」というのは、少なくともその死亡したときあるいは退職をしたというそのときですね。余り前のことでなくて、退職したり死亡したときの条件というものを基礎にして計算を算定すべきものであると、こういうふうに私どもは第七七条というものを理解しているわけですが、御案内のように過去一年間の平均の基本給額というものを計算の基礎にしているというところについて矛盾を私どもは感ずるわけです。逆に言いますと、第七七条については、現行の年金制度から言えばこの条文の手直しが必要ではないか、あるいはこの「条件を考慮して」という原則に戻って忠実に第七七条に照らした年金の計算をすべきものと、こういうふうにも考えられますが、その点についていかがでしょうか。

三つの問題点があります。

○政府委員(鹿角島重治君) 国家公務員法の第七七条に年金について規定がございますが、これは公務員制度の一環として、広い意味で年金も勤務条件であるという理解のもとにこういう規定が置かれていたものというぐあいに理解をいたしております。

そういう意味で、私どももいたしまして、年金制度につきましては常日ごろ重大な関心を持ちまして研究を行っているところでございますが、お話がございました現行の規定の、退職時の条件を考慮して定めるといふ言葉の意味でございますけれども、私どもは、この意味はかなり包括的な規定でございます。退職時におきますそれまでの勤続期間でありますとか、あるいは年齢でありますとか、あるいはそれに至ります給与、そういったものを総合的に勘案してというぐあいに理解をいたしておりますので、現在の共済制度というものはそういう条件に合致した制度になっているというぐあいに考えておるわけでございます。

○磯山篤君 第七七条に關しては腑に落ちませんが、時間の関係がありますから前へ進みます。

きょうは官房長官あるいは総務庁長官がほかの委員会の関係で出席がされていまして、人事局長、給与局長お見えになっておりますので、この公務員の人勤完全実施の問題について、くどいようではありますけれども、最大限尊重するということに提示されるであらう人事院勧告についてはも

う本当に尊重して完全に実施する、そういう決意を持ってもらなければならぬと思っております。隣に大蔵大臣がいて、そうはいきませんよというふうな顔をしておられますけれども、もうこれは千波万波を呼んでいるわけですね。完全実施ということであらゆる問題が全部後ろに残ってしまったというわけですね。一遍きちんとこれのけじめをつけるという意味も含めて、ことしは完全実施をぜひしてはしいと我々は主張をいたすわけですが、その点について改めて政府側の答弁を求めたいと思う

んです。

○政府委員(藤井良二君) 人事院勧告制度につきまして、先ほど總裁から説明がございましたように、公務員の労働基本権を制約する場合に講じなければならぬ代償措置の一つといたしまして憲法上の評価が与えられているものでございましてから、この制度が実効を上げるように政府は最大限の努力を尽くすという基本方針のもとに、政府としては、昨年度においても勧告の完全実施に向けて最大限の努力をしたわけでございまして、昨年度は、現実には昨年度の給与改定後もお官民較差が残っている次第でございます。このため、昨年度の給与改定に際しまして、内閣官房長官談話におきまして、公務員を取り巻く状況は引き続き厳しいものと見込まれるけれども、政府としては、人事院勧告尊重の基本方針を堅持しつつ勧告の完全実施に向けて最大限の努力を怠りません、仮に六十年度以降において勧告の完全実施が困難である場合にも、政府としては五十九年度において改定後の官民較差が一・四%程度縮小したのと少なくとも同程度の較差の縮小のために努めるとの考え方を特に示し、このことは勧告制度を尊重するという政府の真摯な姿勢を示したものであるというふうに我々は考えております。したがって、人事院勧告が出されますれば、勧告制度を尊重する、勧告の完全実施に向けて最大限の努力を尽くすつもりでございます。

○政府委員(鹿角島重治君) 人事院勧告の完全実施につきましては、先ほど来總裁が詳細に御答弁申し上げておりますのでつけ加えることもございませんが、私ども現在、先ほど總裁の答弁にございましたとおり、詳細な調査を官民双方について実施いたしております。詳細にいたしましてかつ正確な調査ということで実施をしているところでございまして、お話がございましたとおり、公務員の士気の問題あるいは公務員を使用する立場、使用者としての責任の問題、こういう観点から

ひ完全実施をしていただきたいというのが私どもの願いでございます。

○国務大臣(竹下登君) 本年度の人事院勧告の取り扱いにつきましては、これは勧告制度尊重の基本姿勢、この上に立って、勧告が出されたならば国政全般との関連を考慮いたしまして勧告の完全実施に向けて最大限の努力を尽くすと、あくまでも私は基本精神はそこにあるべきものであるというふうに考えております。

なお、つけ加えますならば、昨年官房長官談話をつくりましますときに私もいろいろ悩んでみしました。最大限の期間に解消しますという表現をするとして、これは議論すれば逆に不完全実施宣言にもなり得る。しかしながら、あの関係係方面ともいろいろ私自身も接触してみますと、素直に読んで、所信を明らかにするという点においてはあの官房長官談話の趣旨がむしろ適切であるという意見が多く私には感じられましたので、私も同意してこの談話発表の手順に至ったというところであります。五十七年は凍結でございまして、凍結ではなく見送りでございまして、どっちでも同じことでございましてけれども、見送りという言葉を使いました。そして五十八年、五十九年、まさに抑制という言葉そのものであります。それは結果として国政全般との関連の中で決定したことではございますけれども、基本精神はあくまでも、先ほど人事局長からも述べられましたように、最大限の努力をするというのが基本姿勢であってしかるべきだというふうに考えておるところでござい

ます。

何分にも、四十年でございましたが、十月実施、九月実施になりました。それから八、七、六、それから一つ飛んで四月というのが四十五年でございました。当時の引き続いた議論の中で、私は基本精神はあくまでもそこになんかには制度そのものが否定されるようなことにはならぬという基本認識は持っております。

○磯山篤君 人事院勧告完全実施については、もう毎回の委員会各野党は厳しく指摘しております。

す。ことしは言いわけをしないようにぜひ努力をしてほしいと思うんです。

さて、財政調整期間というのは五カ年間である、昭和六十四年度までであると、そういう状況になっております。さて六十四年度以降については何らかの方法を考えなければならぬ状況にあると思ひます。一つは、申し上げなくてもおわかりだと思ひますが、国鉄の共済財政事情についてもあります。それから組合員の負担の限界もはやこれ以上は困難であろう。それから専売、電電さんについては、御案内のように株式会社に移行して、前回の申し合わせで六十四年度までは御協力をお願いいたしましたが、組合員の気持ちの中には、六十四年度以降は株式会社にしたい共済組合、という法になるかわかりませんが、慣習から言えば厚生年金のような考え方を皆さんお持ちのようでありまして、いろんな状況があるわけですが、それらを全部踏まえてみましても、六十四年度以降の問題について重大な関心を持たざるを得ないと思ひます。この点について大蔵大臣、政策上の問題でありますので、考え方をひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは六十年からの財政調整五カ年計画におきましては、国鉄共済に対しては国家公務員共済等から毎年四百五十億円援助すること。しかし、先ほど答弁しておりましたように、試算自身考えてみましても、当時オリライズされた数字は三十二万人、それから八〇年代後半における「経済社会の展望と指針」でござ

います。例のよく私が申します七、六、五抜きの上昇率が三でありますから、言ってみればオリライズされた数字とすりやそれだろというところとで組み立てられておりますが、現状も違つてきておりますし、そうして諸般の意見は、とにかく言ってみれば、一万五千円出して救済してやるものが、このままの体制でいけば十萬円出して支えな

きなところへインクルードしていかなきやならぬだろうという気持ちは私にも存在しておりますが、その手順、具体的にどういう組み合わせということがについては事務当局の方からお答えした方が正確であらうと思ひます。

○政府委員(門田實君) 今、大臣申し上げました一人当たりの負担、従来一万二、三千円、一万五千元が十萬円ぐらいい六十五年度以降はなるだろう、こういうことでございまして。これはマクロの数字で申し上げますと、六十年からの五カ年間は年平均四百五十億円の援助でございまして、これが六十五年度以降は年間三千億程度というものを要するであらう。こういうことでもあるわけ

でございまして、とても私どもの国家公務員等の共済グループだけでは支え切れないという問題があるわけがございまして、したがって、今大臣からお話でございまして、公的年金全体につきまして給付の一元化というものをやってそして、そういう中でこの国鉄共済の問題は公的年金全体で負担の調整をしていく必要があるであらう、

○磯山篤君 時間がありませんからたくさん申し上げることは省略しますが、現に年金を受給されている方々は戦時中に入つた人、戦前に入つた人、それから戦後の者、それから去年、ことしあたり退職する諸君についていえば、終戦直後のあの混乱の中で一日も汽車を休ませずに動かし続けた君たちがやめていくわけですね。この方々個人についていけば、国鉄共済の赤字についてすべての責任を負わされることは全く心外だというふうに思ひます。当然であります。当時、私も国鉄の戦場におりました。戦災復興という仕事を担当したこと

え方が変わらざるを得なくなる、そういうふう

に思ひます。さらに大蔵大臣に申し上げておきたいと思ひますのは、どういう事柄であれ、公的年金制度が倒産する、あるいはスライドもしないというふうなことは、これでは年金制度に対する国民の信頼度というものを失うことになるわけでありまして、それは単に国鉄共済組合のみならず全体のものに援用されるのは当然だと思ひます。したがって、私は具体的なことはさしつかえさせてもらいますが、政府の責任において問題の解決の道を探してほしい。そうしなければ、共済組合の、あるいは公的年金制度の信頼性というものを失う。極端なことを言いますと、あちこち歩きますと、おれは共済組合を脱退したい、こういう若い青年がたくさんいます。あるいは厚生年金なり国民年金にかわりたいという主張をしている人もあります。最近の動きとしては、脱退をするということについて裁判闘争を起こしたいという主張もあちこちで見られるわけです。これは政治の場として十分に考えなければなりません。公的年金制度を考えてみた場合に、政府の責任というものは非常に重大だというふうに我々は考えるわけでは

ありません。そこで最後に大蔵大臣、特に六十五年度以降の国家公務員共済組合の将来展望、それから国鉄共済あるいは計算からいいますと、専売さんにつきましても同様な事態がごく最近のうちに発生する可能性が、数字の上からは明白であります。したがってこれは政府の責任において解決の方法を考へる。私はその中にはいろいろな方法があろうと思ひます。我々も知恵を出したいと思ひますけれども、少なくとも政府がそれだけの毅然とした責任体制をとることこそが問題を容易に解決する道ではないかな、こういうふうにか考へますので、その点についての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、御意見を交えての御質問でございまして、私も、国家公務員等共済組合法の改正が通りました後、組合関係の皆さま

ん方とお会いいたしましたときにも申されまし
た。今戦時中という言葉がございましたが、確
かに満鉄等々へ行つておつて、そして帰つて
国鉄そのものが雇用の場としての大変な役割を果
たし、そしてまた昭和三十八年までは黒字でござ
いました。三十九年、どうしたことでございま
すか、国鉄出身の佐藤内閣ができましたら赤字にな
りました。私はちょうどそのとき官房副長官でござ
いましたので鮮烈に記憶しております。しか
し、これはモータリゼーション等々によつてやむ
を得ざることであると思ひます。

したがって、退職者の方が当時、軍手という言
葉はもうございせんが、いずれにしてもちゃんと
と白手袋をして、あごひもをかけて、体でもつて
乗客を押さ込むようにして、そして輸送というも
のに果たしてきた。その我々が共済年金に不安を
感ずるようになってきたことが、少なくともあの
改正においてなくなつてきたことは自分たちにと
つて大変うれしいことであつた、こういうお話を
聞きまして感打たれるものがありました。そして
その方々にも今スライドを当面停止しております
が、このことはまた横並びで調べてみますと、相
対的に他共済よりは水準が高い。だから、えらい
済みませんが、しばらく我慢をしてくだささい、こ
う言わざるを得ないというふうに考へておるとこ
ろであります。

それから、今おっしゃいました御意見の中にあ
りましたように、今度は若い方々とお話をします
と、基礎年金だけであつて我々が自主的につくつ
た方がいいじゃないか、だから年金を卒業した
い、こういうような意見の方々は確かにございま
した。そしてまた国際会議に出ますと、ヨーロッパ
等、年金がいっぱい過ぎたと申しますと表現
はおかしゅうございせんが、成熟し切つて、言つ
てみれば非常に掛金が高い。国民負担率にすれ
ば、日本が三五、ヨーロッパは大体五〇、高いと
ころは五五だといふ程度でございせんから、その
方々で見れば、掛金が高いから元だけは取らな
きゃいかぬといふので、早くやめて、それから老

後を楽しむ。これも国全体から見ればいいことか
どうかといふ感じを持つわけでありませう。

したがって政府では、たまたま今は厚生大臣で
ございせんが、年金担当大臣といふものを決めま
して、とにかく今おっしゃつたような意見に基づ
いて、何分好むと好まざるにかかわらずやつて
まいりますのが高齢化社会でございせんが、そ
こまで言うといささか差しさわりがございせんす
けれども、逐次いろいろなことを進めております。今
年度も制度改正につきまして今国会へ提出はいた
しております。まだ審議はされておりませんもの
の、そういうものを含めて、逐次これを整備しな
がら、昭和七十年といふところを目標にいたしま
して一元化を図つていって、本当に二十一世紀、
いや二十二世紀ぐらいを通じてみて、これが最も
至当な、我が国に適応した年金制度だといふこと
を、まさに中長期的に見て、やつていかなきゃなら
ぬ課題だ。昭和七十年といふことになりまして、
それはかなり先のようでございせんが、私も七十
一歳にそのときはなつてございせんが、それでもや
つぱり今からその仕組みを本気考へていかなきゃ
ならぬなといふ、政治家としての使命感を持つ
ておるのは、私も磯山さんとひとしくいたしてお
るつもりであります。

いささか長くなりましたことをおわびを申し上
げます。

○委員長(大島友治君) 参考人の方、御退席され
て結構でございせん。御苦労さまでした。

○原田立君 今回の改正案を見ますと、年金額の
引き上げ措置について各退職年度ごとの退職者あ
るいは仲裁グループと人勧グループの退職者によ
つて引き上げ率が違つたり、あるいは据置者があ
つたりして複雑な内容になつてゐるわけでありま
すが、このような改定を行つた最大の理由は
一体どういふことですか。

○政府委員(門田實君) 御指摘のような改正の内
容になつておるわけではございまして、そうなりま
した理由でございせんが、現在の共済年金は最後
の一年の本俸によつて年金額が計算される仕組み

になつております。したがっていまして、ベアがある
かないか、どの程度あるかといふことで年金額の
不均衡が生じてまゐるわけではございせん。

具体的に申し上げますと、五十七年度におきま
しては、仲裁グループについては平均四・六%の
ベアがあつた、人勧グループについては何もな
かつたわけではございせん。そういういたしますと、五十
七年度に退職した仲裁グループの年金水準は、人
勧グループよりも四・六%高い水準にあるわけ
でございまして、そういう不均衡がそのまま生じ
ていく、それを調整するといふ意味におきまし
て、五十九年度におきましては、五十七年度退職
者の仲裁グループの年金額の改定は行わないとい
うような措置をとつたわけではございせん。今回
も、五十七年度退職者のうち人勧グループにつ
きましては、五十九年度の給与改定率、つまり三・
四%という数字で年金額の改定が行われたわけ
であります。先ほどの仲裁グループにつきまして
は、そういう水準の相違が既にあるものでござ
いますから、五十八年度の仲裁裁定による給与改
定内容一・八三%のアップ、こういうもので年金
額の改定をした。しかし、そのことによつて総体
としてのバランスがとつてあると、こういうこと
でございせん。

○原田立君 結局、人勧、人事院勧告を凍結した
り、あるいはまた抑制したりしたことによつてア
ンバランスが生じたのでその是正に努めた、こう
いうことですね。要するに、人事院勧告の凍結や
抑制といふものが年金改定にまで非常に強く影響
してゐるということと言わざるを得ないわけであ
ります。人勧が完全実施されておればこのよう
な問題は逆に言へば出てこない。

それで、年金引き上げの指標ともなつてゐる公
務員の給与のベアに關しては、先ほど来質問があ
りましたけれども、昨年の勧告の取り扱ひを決め
るに当たつて政府は官房長官談話を出した。その
談話の内容を見ても、どうもことしの人事院勧告
が果たして完全実施されるかどうか私としては疑
問に思つてゐる。それだけに本年の勧告をめぐ

る情勢は厳しいと思つてゐる。財政を預
かつてゐる大蔵大臣として、この官房長官談話に
對する姿勢、決意、先ほども若干のお話があつて
おおむね妥協だと思つてゐるようなお話があつた
けれども、再度御答弁いただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 若干踏込み過ぎたお答
えをしたかと思ひますが、いわば国政全般との関
連を考慮しながら勧告の完全実施に向けて最大限
の努力を尽くす、これがあくまでも基本である
と思つてゐる。

官房長官談話との關係についてのお尋ねでござ
いますので、私が申し上げましたのは、この官房
長官談話をつくり出す際に私もこれに参画をいた
しておりました。したがつて、先ほど原田さんち
よつと申し上げていらつしやいましたように、あ
る意味においては不完全実施宣言といふふうにも
とられるのではないかと考へ方を私もそのとき
に指摘したものでございせん。しかしながら、諸
般の情勢を勘案いたしまして、關係方面ともい
ろいろ話を詰めて、したがつて一遍にできな
かつた談話でございせん。詰めてみたところで
ございせんが、ここまでの考へ、いわゆる完全実
施が困難となつた場合の考へ方をあえて示すとい
ふこともそれはむしろ誠意としても評価されるで
はないかと、こういう雰囲気にもございまして、
したがつて私も、あの官房長官談話に、それで結
構じやなからうかといふ賛意を示したわけでは
ございせん。したがつて、基本的には従前同様、人
事院の勧告は、国政全般の關係等を考慮しつつも
いゆる完全実施に向けて最大限の努力を尽くす
といふことがやはり基本にあらなければならぬとい
う問題意識だけは持つておるつもりでございま
す。

○原田立君 大臣、あなたの立場とか、現状の財
政とか、いろんな面では、あなたの言うこと
わかるんですよ。わかるんだけれども、来年度以
降においては、給与改定後の官民較差が少なく
とも本年度程度に縮小されるよう鋭意努力してま
いる所存であります。こういう言ひ方は、あなたも

言われるように、不完全実施を宣言しているみたいなものだという、まさにそうなんです。今一生懸命みんなで、完全実施をしてくれと、こういう要請をしている真ん中にばつとこういう答弁が出る、こういう談話が出ると、水をひっかけられたみたいな感じがするんですよ。あなたは、ここまで言ったんだから誠意をもって言っているというところを受け取ってほしいと、こう言うけれども、それは大臣、無理ですよ。ここでやってくれと頼んでいる。もう一遍答弁してください。

○國務大臣(竹下登君) だから、ちょうど原田さんの今おっしゃったような認識で私も自問自答してみたんです。このことは、結果としてどうあれ、基本的にこの言葉を使うことは、不完全実施宣言という批判を受けるではなからうかと、こういう感じを私自身も持ったわけでございますが、もちろん政府一体の責任でございまして、最終的には、このことがむしろ誠意というものを披瀝する意味においてよからう、こういう結論に達して私も賛意を表したわけでございます。だがやっぱり、結果としてという問題と基本の問題とは、自分の心の中では区別しておかなきゃいかぬなというのを自分に毎日言い聞かしておるというのが実感でございます。

○原田立君 連年にわたる人事院勧告の凍結、抑制は、まさに勧告制度の根幹を揺さぶるものであり、その制度が形骸化しつつあると言っても過言ではないと、こう思うんです。ILOの条約勧告適用専門委員会及び結社の自由委員会は、このような事態に対し、勧告制度の見直しを求める報告や勧告を出しておりますけれども、人事院総裁、これに対する御所見いかがですか。

○政府委員(内海倫君) 私どもが十分認識しております問題は、ILOのこの問題に対する基本的な考え方というものは、労働基本権が制約されておる場合には、それに対応する適切な補償措置が行われ、かつそれが確保されておらなければならぬということの基本方針といえますか、基本方針策であると心得ております。

さて、近年におきましても、先ほどお話のように、五十八年三月及び昨年十一月の結社の自由委員会報告並びに昨年三月と今年三月に出された条約適用専門委員会の報告がありまして、そのそれぞれにおきましてやはりその基本的な考え方が明示されておるわけでございます。日本における労働基本権の制約のもとにおいては、その代償機能としての人事院勧告というものが完全に実施されるということがぜひとも必要である、そういうことで、ILOの勧告は、日本政府に対してその完全実施を強く要望しておるもの、あるいは強く勧告しておるもの、こういうふうに理解しております。政府におかれまして、国会におかれまして、完全実施というものをぜひ実現していただきたい、これが私の所見でございます。

○原田立君 大蔵大臣、今、人事院総裁のお話ですけれども、このILOの条約勧告適用専門委員会からの勧告、あるいはまた結社の自由委員会が出しているこれに対する勧告、これはさういふふうううに受けとめられますか。先ほどあなたは誠意を持ってやっているんだということを強調なさったけれども、片方、人事院総裁の方では完全実施をぜひしてほしいんだという強い要請、またさういふILOの答申もある。財政のさういふのを外すわけにはいかぬと思えますけれども、それだけで凍結したり抑制したりするということはもうかわいそう過ぎるんじゃないですか。それでは本当に形骸化せしめている張本人が政府だということになつてしまいますよ。御意見いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 人事院勧告というのは、国会及び内閣に対して勧告を行う、その勧告は労働基本権の制約に対する代償でございまして、最大限尊重すべきもので、それで昭和四十五年から完全実施になりました。ずっと続いておったわけでございます。したがって、五十七年度これを見送るといふときにはそれは政府内部でも大変な議論がございました。しかし、一方、目標として掲げております五十九年度赤字公債体質からの脱却と

いうようなものを世界同時不況の中でまさにギブアップしなきゃいかぬような状態になって、歳入欠陥というものを生じて、したがって赤字公債を五十七年度の補正予算でまた三兆円発行する、こういう状態でございます。したがって、全く感覚的に見ますと、まさに赤字公債を発行することしかその財源を見出すという環境になかった。さういいたしますと、後世の負担において今年の人事院勧告を実施するところと、悩みに悩んで見送りという措置がとられたであらうというふうに思っております。

そしてそれを逐年解消していかなくやならぬ。しかし財政状態はその後好転しておるとは言えないという中で、五十八年、五十九年の措置がとられたわけでございまして、これだけの遵守義務で国政全般を見た場合に対応していくことができないという苦しい模索の中から出た結果ではないかと自分なりに私自身理解していくしかない、自分を自分なりに理解していかないという苦悩を続けておるといふのが私の実感でございます。

○原田立君 人事院勧告制度の意義は、ある意味でいいますと政府の腹一つにかかっている、さういふ言い方もちょっと乱暴なんですけれども、さういふ感じを強く持つんですね。四月十六日の衆議院の内閣委員会において、後藤田総務長官は、将来において完全実施は約束できないと、さういふうな意味の発言をしているのを大蔵大臣御存じでしょう。御存じですね、うなずいておるんだから。「私は、別段抑制するなんということは申し上げておるわけではありませぬけれども、元信さんがさういふふうにお話になるのなら、それはいかなる場合であらうとも完全実施をいたします」ということはお約束はいたしたかね、さういふことでございまして、さう言っているんです。これは、だから将来において完全実施は約束できない、さういふ宣言みたいなものですね。だから、大蔵大臣が非常に誠意を持って言っているというの、感じて受け取られるのですけれども、片方

でこういう話があると突き放されたような感じがしてならない。

そこで、この衆議院の議論にもあるように、毎年の勧告の取り扱いをどうするかということではなく、恒久的制度としての勧告制度を確立するにどうしていくかという議論も大事じゃないかと思ふんです。八月二十八日の当委員会において峯山委員が、去年の話ですけれども、人事院勧告と仲裁裁定の法的効果について質疑を行っているわけでありまして、人勧と仲裁の法的効果については精神的に変わりがない、さういふふうううに茂申内閣法制局長官は答弁しているわけなんです。とすると、現在の公労委におけるような仲裁機能を持った勧告制度について議論を詰めることも必要ではないか、公務員の労働基本権を制約するのならこのような機能を持たないのではないか、さういふふうううな意見もあるわけですから、これらについて人事院総裁並びに政府の方の見解をお伺いしたい。

○政府委員(内海倫君) ただいまお話しのように、人事院勧告というものと仲裁裁定というものとは、法的にこれを見た場合は異なるものではないというところは、今お話しのように法制局長官も当委員会でも御答弁を申し上げたと私も記憶いたしておるのでございますが、さてそれではこの人事院勧告というものが法的な拘束力を持たせるということになりますと、先刻御存じのように、人事院勧告というものは、国会及び内閣に人事院から勧告を申し上げるということが法の定めでございまして、その上で審議、御決定になるということであり、かつ公務員の給与その他の勤務条件というものが法定されるという基本的な立場にあるものでございまして、さういふ意味を考えますと、今御質問のような人事院勧告というものに拘束力を持たせるといふことが果たしてどうなのか。これはさういふ私どもの考える限界を超えておると思ひますので、そのことについての見解は遠慮させていただきますが、問題は、もう繰り返してさういふこと申し上げますように、これが完全

実施をされるということによってすべて解決する問題でございますので、その一点において国会及び内閣においてお考えくださるようお願いを申し上げます。

○政府委員(藤井良二君) 人事院勧告の拘束性の問題につきましては、先ほど先生が御指摘された法制局長官の答弁のとおりだろうと私も思います。御承知のように、国家公務員の給与につきましては、第三次公制審の答申におきましても、第二次臨時行政調査会の答申におきましても、人事院勧告によるべきものとされており、政府といたしましては、人事院勧告制度を維持、尊重するといふのを基本的な建前としておるわけでございます。したがって、今後とも労働基本権の代償措置の一つである人事院勧告制度が実効を上げるように最大限の努力をしてみたいと思っております。

○原田立君 本年の勧告に、かねてから人事院が表明しておりますいわゆる公務員制度見直しを織り込む予定と聞いておりますけれども、勧告に織り込むまでのような作業をしていくのか、各項目にわたる制度見直しのうちのような項目を勧告にのせようとしているのか、その点いかがでございますか。

○政府委員(網谷重男君) かねてより人事行政の改善の諸施策につきまして成案を得たものから逐次実施するということで検討を続けてまいってきましておるわけでございます。既に実施の段階に入つたものもございまして、現段階におきましては、今月の中旬、給与制度と休暇制度につきまして関係者に具体案を提示してさらに検討を深め、本年の勧告につなげていきたい、このように考えております。

具体的に申し上げますと、給与制度につきましては、仕事にに応じた給与の原則をより一層推進するための俸給表の等級の再編、それから俸給表の等級の構成の再編でございます。それと専門技術職俸給表の新設、それから休暇制度につきましても、法的な整備を行うということで検討しております。

ところでございます。

○原田立君 各省庁との話し合いのスケジュールなんかもう既に決まっておりますらうと思ひますけれども、その点はいかがなものか。

あるいはまたその項目のところで、休暇と昇給のこと、それからあと何ですか、ちょっとわからなかったでその点。

○政府委員(網谷重男君) 今月の十六日、十七日に関係各省庁、それから関係職員団体に具体案を御説明申し上げました。御意見があらますれば、逐次各検討の局にその御意見を申し出ていただくようにしておるわけでございます。

それから項目は、先ほど申しましたが、給与制度につきましては等級の再編でございます。それから専門技術職俸給表の新設でございます。休暇制度につきましては、法的な整備を図ろうということ、現段階では勧告につなげていきたい、このように考えておるわけでございます。

○原田立君 他省庁とのスケジュールは、交渉のスケジュール。

○政府委員(網谷重男君) スケジュールは、したがって逐次、いついかなる時期においても御異議があらまれば言つていただくとこのようにしてございまして、現にきょうも関係職員団体の代表が私のところに参りましてお話ししてるところでございます。

○原田立君 かつて日経連と人事院の間で官民の給与較差について論争があつたんでありますが、その日経連と合同で給与較差について調査研究を行つた考えを総裁が示したと報道されているわけでありまして、ことしの五月二十四日付の新聞で私は見たんであります。このことでお伺いするんですが、第一に、新聞報道にある官民合同の研究会をいつごろ発足させるのか。新聞では七月と書いてあります。また第二に、もしそうであるならばその真意は一体何なのか。それから第三番目に、どのくらいの期間をめぐらして研究調査するのか。

第四番目に、いわゆる生涯賃金を問題にするならば、退職金、年金までの比較をしないと正確な答

えが出ないと考えるわけでありまして、研究調査はそこまでの慎重な配慮を加えられているかどうか。この点はいかがですか。

○政府委員(鹿見重治君) ただいまお話がございました研究会でございますが、私も、いわゆる生涯賃金につきましては基本的な考え方として、これは既に臨調の答申にもございまして、給与は給与で官民の均衡を図る、退職手当は退職手当、年金は年金それぞれ別個に考えるべきだということを基本的な考え方としては持っているわけでございます。

ただ、御承知のように、世上官民の生涯賃金ということが大要議論になりまして、日経連は日経連としての調査を実施されまして、私もそれに同意を申し上げたということで、ある意味では双方違つた立場での意見を述べ合つていくということでは、これは場合によっては混乱を招くものにもなるんじゃないかというところで、世上そういう議論があることを踏まえて、これは合同と申しますよりも、人事院の私どもの局の中に研究会をつくりまして、学識経験者、もちろん経済団体の方にも入っていただきますし、そういう方にお集まりいただきまして、果たして共通の基盤に立つて官民の生涯賃金というものの比較ができるかどうかというところを研究してみたいというところで現在人選を進めているわけでございまして、この発足につきましてはできれば七月の上旬ぐらいには第一回の会合を持ちたいということを考えているわけでございます。その考え方は今申し上げたようなことでございまして、基本的にはそれぞれ別の項目別に私どもは比較すべきだと思つておりますけれども、全体としてながめてみることも必要ではないかということで発足をさせたわけでございます。

ございまして、まずそういう問題から検討する必要があります。でございますので、合意が得られますならば比較的早い期間には結論は得られるかもしれませんが、いろいろとこれから検討することでございますので、私もとしましては、できれば一年間ぐらいという時間をいただきたいというぐあいに考えております。

そして生涯賃金でございますので、言うまでもございませんが、給与の問題以外に、先般改正が行われました退職手当の問題も念頭に置き、さらにこれからいろいろと検討が行われます年金の問題も頭に置きまして比較をしてみたい、かように考えているわけでございます。

○原田立君 要するに日経連は日経連でしゃべつて、人事院は人事院で考えているというんじや、どうしようもないと思うんです。だから、これも新聞に出てきますけれども、とにかく同じ土俵に上ることが先決だというふうに内海総裁は言つておられる。まさにそうだと思うんです。ひとつせつかく御努力願ひたい。

昨年度に引き続いて国鉄共済組合から年金の給付を受ける者にかかわる年金の額の引き上げを行わないというふうになっておりますが、改めて引き上げを行わない根拠、理由、これは一体何なのか。また社会保障制度審議会答申で、国鉄共済の年金の取り扱いについては問題が残るとありますが、これはどのような観点からの指摘と受けとめているのか。先ほど鶴山委員からも質問があらましたが、再度御答弁願ひたい。

○政府委員(門田實君) お尋ねの国鉄につきましても、引き続き改定が見送られておるといふこと理由でございますが、先ほど申し上げましたように、六十年代以降国鉄の共済の財政は破綻に傾いておる、国家公務員等の共済から援助をしてその年の支給額を賄つておる、こういう状況でございます。したがって、そういう状況下で既裁定年金の改定を行いますと、その改定に伴う費用は直ちに他の共済の拠出金あるいは組合員の負担増になりますし、また国鉄共済の組合員の掛金も先

ほど申し上げましたようにかなり高い水準にあるわけでございますが、そういう人がまた負担をふやさなくちゃいかぬ、これも大変だろうということで、OBの方の方にもがまんをさせていただこうと、こういうことで行ったわけでございます。

で、制度審の方の答申で、国鉄共済組合の年金の取り扱いについては問題が残ると書いてあることの意味合いでございますが、先ほど社会保障制度審議会の事務局の方から御説明がございました。私も直接承知しておりました。私どもも直接的には承知しておりました。それで年金財政上の理由をもって会計を区別するということにはいかかという趣旨であつたんだらうと思つておりました。決してこれが好ましいことであるというふうには毛頭思つてないわけでございますが、国鉄共済の今置かれております状況等を考えますと、まあやむを得ざる措置ではなからうかと、こういうふうな考へております。

○原田立君 大蔵大臣にお聞きするんですけれども、国鉄共済年金のスライド停止については、別途提出をされている共済制度改正法案にも規定が置かれていてありますが、このように見ると、いわゆる国鉄共済の財政状況が好転しない限り、財政調整を受けている限り引き上げは行われたい、こういうふうなことになると思ふんです。

国鉄共済年金受給者にとつてこの先どれぐらい年金の引き上げが行われないのか不安であらうし、現在掛金も非常に高い金額のものを払つてい

る方が退職したら、政策的とはいへスライド停止が続くというのでは、国鉄共済年金受給者にとつて不満が生じてくると思ふわけでありまして。したがつて、この際、難しい問題があるとは思ひますけれども、スライド停止の期限の大まかなめど、これはいつごろと計算あるいはお考えになつておられるのか、これは大蔵大臣にお聞きする。いつまでもスライド停止が続くんだというのか、あるいは何年か、あるいはこんな状態になったならば停止するというふうにしていくのか、あるいは漸増にしてだんだんと解除していくのか、い

がですか。

○国務大臣(竹下登君) これはエンドレスに続くものではございません。すなわち一〇%まででございます。去年が二・二%、五十九年が三・四%、だからあと何年といふと、じゃあおよそ、スライドといふと、いろんな数字を予見することになりますので、あと何年とは言へませんが、一〇%まででございますからそう永遠ではなく極めて近い、御想像できる範囲内ではないか。仮に三%、今オーソライズされておる数字として消費者物価の上昇率の三%を金額に置けばあと二年ぐらゐりになりますか、そんなような感じでございます。

○原田立君 国鉄職員で五十六年度以前と五十七年度、五十八年度、五十九年度の各退職者間でスライド停止により給付水準にアンバランスを生じる。このスライド停止を解除する際にはこのアンバランスの是正をしなきゃならぬと思ふ。この点いかがですか。

○政府委員(門田實君) 技術的でございますので私からお答えいたします。

スライド停止でございますが、五十七年度退職者を含めましてそれ以前の方についてまずスライド停止があつたわけでございます。今度五十八年度退職者についてスライド停止がある。こういう形で、これは毎年あるわけでございますが、先ほど大臣申し上げましたように、他の共済より一〇%下の水準までスライドはやむと、こういうことでございまして、ずつとならして考えますと、各年度の退職者にアンバランスがあるわけではございませんで、ある時点で切りますとアンバランスはありますが、皆一〇%という水準のところまで、そこからはまたスライドは再開すると、こういうことでございます。

○原田立君 国鉄共済に対する財政五カ年計画が本年から始まるわけでありまして、先ほどもお話があつたように、国鉄が三十二万人体制で三%のペアが続くことを前提に試算しているわけでありまして、その反面、余剰人員対策などで国鉄は再建を迫られていることや、あるいはまた諸般のペア抑制のことなどを念頭に入れますと果たしてこの計画がもつのか、途中で変更があるのではないかとこの疑念が生ずるわけであります。が、六十四年度までのこの計画を維持することができるといふか。この国共審の答申にも第二項目に「この財政調整五箇年計画には、国鉄再建問題等、不確定な要素があり、計画の見直しが必要となる場合も考えられる。その場合においてもできる限り国鉄共済の自助努力等により対処することとすべきであらう。」とあるいはまた、「国家公務員・電電、専売の三共済による国鉄共済年金に対する財政調整事業は、逸出側組合員の負担増等から判断すれば、今回の計画が限度であり、速やかに年金制度の一元化を展望しつつ公的年金全般による調整策を確立すべきである。」と、こうあります。果たしてこの答申どおり六十四年度までできるのかどうか。これは答申書を見ていても途中で変わるんじゃないか、怪しいんじゃないかと僕は思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(門田實君) お尋ねのように三十二万人という数値を前提にして計画を出しておりますし、また八〇年代の三%というペアを前提にしてはいておるわけでございます。国鉄をめぐる事柄は非常に流動的でございますので、その後、余剰人員対策でありますとかいろいろな動きが出てまいつておると、こういう状況でございます。お尋ねのように本当にこれでいくのかとおっしゃいますと、そこはかなり流動的であるというふうに私も考えざるを得ないというふうに思ひます。実は、この財政調整計画につきましては、費用の予想額に著しい変動が生じたときには財政調整計画の見直し、変更を行うということにされておるわけでございます。ですから、そういった非常に流動的な状況というのは法律においても予想はされておると、こういうことでございます。ただ、じゃその場合どうかということになります。だ、国共審の当時これを議論しました雰囲気をお伝え申し上げますと、これは非常に厳しい雰囲気

でございます。まして、もはや我々の方でこれを応援することをふやすというところはとてもできない、国鉄共済の自助努力ということを非常に強調される議論が強かつたと、こういうことでございまして。いずれにしても、非常にそういうことでございまして、厳しい雰囲気であり、かつまたなかなか難しい問題であり、また先生御指摘のような変わる要素もあるわけでございますが、その辺につきましまして、今調整計画発足したばかりでございますので、今後の動きを見守っていきたいと、こういうふうな考へております。

○原田立君 要するに、今の制度、今から始まるんだけど、もう始まるしよばなからギブアップの宣言をしてるみたいなのですよ、先ほど僕が読んだ文章は。だれど六十四年までいくとして、現在〇・五三%国家公務員の人たちはみんな負担しているわけだ。五年たつたら〇・五三%負担しなくてもよくなるんだなという思いもしているだろうと思ふんです、国家公務員の人たちは。だれど、五年たつても財政が健全化にならない、またあと五年〇・五三%、いや〇・六ぐらいにもふえるかもしれないという、そういう不安も残るわけなんだ。まさかそんなことになるとは思ひたいけれども、一体そこら辺の考へはどうなのか。いかがですか。

○政府委員(門田實君) おっしゃいましたような心配が非常にあるわけでございまして、そこは先ほどの国共審の答申にございまして、六十五年度以降は公的年金全体でこれを支えていく、全体の一環としてこれを考へていく、そういう方向に努力するしか道はないんじゃないか、こういうふうな考へております。

○原田立君 そうすると、五年〇・五三%負担しているけれども、五年で終わりにならないで、また次の五年もあるであらうという、そういうことですね。

○政府委員(門田實君) 次の五年は、ただ単にあるということよりも、非常に厳しゅうございまして、この五年間は一年平均四百五十億円の負担

しておるわけですが、次の五年間は、試算によりますと、年平均三千億円の赤字がふえていく、こういうことでは、問題が継続するだけではありませんが、拡大して継続すると、こういうことでございまして、したがって、これを支える基盤も公的年金全体でやっいていくしかないのではないか、こういうことでございまして。

○原田立君 あなたは簡単にそんなことを言うけれども、そんなこと言ったら、先ほどの話じゃないけれども、本当に脱退して次に新しいものをつくりましょう、という議論が大きくなってしま

いますよ。だけれどもこれは非常にゆゆしき重大な問題であります。衆議院の附帯決議あるいは国共審の答申も同じようなことを言っておりますけれども、全体で賄うしかないということになると、共済それから厚生年金、こういうような問題にも及んでくると思ふのであります。共済と厚生との給付水準、年金の算定方式など、制度間の調整を図る財調を行いやすいように環境整備を図っていくということが迫られてくるわけでありま

すけれども、その前提条件を整えても、厚生年金側が、国鉄共済と一緒に分担してやりましよう、と、こういうふうに認めるかどうか、これも問題ではないかと思ふのであります。大臣、大蔵省としてはこういう問題について厚生省とも既に話し合っているのかどうか。ただこの場の答弁で、全部で賄ってもいまいだなんていうだけの答弁ではちよつと怪しいと思ふのです。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 国家公務員共済で、すなわち国家公務員と、昔の名前で言えば専売、それから電電、そういうことで、言ってみればその出生が似たものといえますか、そういうところ

で一つはやったわけですが、それでは、今原田さんおっしゃいますように、とにかく今年から出発いたしますが、五年間これでやってみようやと。それをそのまゝの仕組みで、そのまゝの入れ物でいきましたならば、先ほど来申しておりますように、四百七十が三千になつて

一人当たりすれば一万数千円が十万円になる、こういうことでございまして、それはとても耐え切れない。労働者連帯でおれたちこまでやつたけれども、それはとても耐え切れないというのが審議会の率直な空気がございまして、私もその空気がわかるような気がいたします。そうすると、やつぱりパイを大きくしなければならぬ、入れ物を大きくしなければならぬということになりますと、その二千六百万人が加入しておる厚生年金、こういうものを当然考えていかなきゃならぬというところになるかと思ひます。

そこで厚生省とどういふ話し合ひしておるか。厚生省は、今厚生大臣が年金担当大臣で、まさに七十年に向けてのもろもろの作業の勉強を行つておる、その中心でございまして、我々から話すまでもなく、それを含んだ勉強をしていただいておるといふふうにお思ひしておりますが、それをいよいよ検討開始といひますか、これは今国会に提出しておりますあの改正法案が通つて、その時点から話し合ひに入らうという話し合ひをしておるといふ現状でございまして。

○原田立君 今回の共済制度改正案によりまして、既裁定者の年金は通年方式による年金額に裁定がえされることになっておりますけれども、一般方式に比べますと不利になるわけでありまして、特に恩給部分を持ったもので加算がある場合、その加算年の分は通年方式によりまして生かされなくなると思ひます。もしそうであるならば、せつかくの加算がむだになるわけでありま

すけれども、この点についてはいかがですか。○政府委員(門田實君) 昭和三十四年に現在の共済制度に切りかわりました。それ以降、今の共済法のもとでやつてまいつておるわけでございますが、今回御審議をお願いしようとしております共

済年金制度の改正案、この改正案におきましては、既裁定年金につきましては、恩給期間を含めてすべて通年方式により算定した額に裁定がえをする、こういう内容になってございまして。このような措置を講じました理由なんでござい

ますが、共済年金はその三十四年の施行以後、恩給公務員期間それから旧共済法の期間、これらを一体のものとして年金を支給していく、こういうことで、考え方としてそういうことで来てまいつておるわけでございます。先ほど来いろいろな御議論ございました給付と負担の世代間のバランスという問題でございまして、今の若い世代がもうこういつた公的年金から離れたと言ふぐら

い、その負担がきつくなる。一方で若い世代が受ける給付はどうしても厳しいものになる。こういうことを考えますと、そういった世代間のバランスという観点から、恩給公務員期間のみを特別扱

いするといふことはこの共済年金としてはいかがであらうか。こういうことで、そういった共済組合員間の均衡上、その問題につきましては全部通年方式により算定した額に裁定がえをする、こういうことになつておるわけでございます。

○原田立君 いや、それは私も知つてゐるんだよ。要するに、さつきは痛みをともに分かち合ふんだといふふうなことを大臣言つた。言葉は結構だけれども、もつとものがもたらなくなつたらば大変ですよ。その影響を僕は心配して聞いているわけだ。それは財政の状態は非常に厳しいといふことも承知してゐますよ。しかし、だからといつてつづすのはいかなものかなというように

に実は心配するんです。○国務大臣(竹下登君) 正確に事務当局がお答えいたしました前に、恩給法で見ますと、今三十四年組、三十五年組といふと大蔵省で言へば大体出先の局長でございまして、あの人たちが一年ぐら

い恩給部分があるわけです。そうすると、それが完全になくなるのはいつごろかなと思つて考へまして、百歳まで生きる人は余りおらぬだらうけれども、そうするとあと五十一一年ぐらいは残るな

と。そうしたら私の考えは間違つておりました、その人が奥さんをもつておる、当然おるわけでしょうけれども、それが大変若い奥さんで遺族年金があつたら、あと恩給部分等々の影響というの

は七十年ぐらひ続くんじやないか。こういう勉強をしたりいたしまして、そういう私のような粗っぽい議論ではなく、総務庁と大蔵省はしよつちゅう、この問題は財政問題もございまして、よく議論はいたしておるやに見受けております。

○内藤功君 まず本法案に対する私どもの方の態度ですが、今回の改正は人事院勧告のスライド制、物価スライド制をないがしろにしたものだ、かようにとらえてゐるわけです。また実質的には給付水準を引き下げるものである、年金生活者の生活にも重大な影響を与える、かように考へてゐるわけでございます。また、今日の国鉄共済年金の財政破綻の原因は、主に国と国鉄当局の従来の施策と経営の失敗が招いたもので、起こるべくして起きた危機と言わざるを得ないと思ふのであります。

〔委員長退席、理事坂野重信君着席〕

したがって、国鉄の一般の労働者にはこの責任を問うことはできない。しかるに、今回も国鉄共済の受給者にはわずかのスライドさえ認めない、改定を据え置くという措置をとつた点も非常に問題であると言わざるを得ません。その上、政府はみづからの責任を尽くすといふことをしないで、電電共済、専売共済、国共共済、この三共済にその犠牲を、いわゆる責任を転嫁してゐる、こういうふうに見ざるを得ない。こういう立場からお伺いをしていただかぬか。

まず大蔵省にお伺いをいたしますが、本年の二月の十三日に国家公務員共済組合審議会、いわゆる国共審から大蔵大臣に對しまして共済年金に関する「財政調整五箇年計画」という答申が出されたのであります。この答申の第二項には、「この

財政調整五箇年計画には、国鉄再建問題等、不確定な要素があり、計画の見直しが必要となる場合も考えられる。その場合においてもできる限り国鉄共済の自助努力等により対処することとすべきであらう。」というふうに書いてあるわけでありませう。

私これを何回も何回も読んでみたわけなんです。これは私の読み方でありませうが、この財政調整五箇年計画はここにあるように不確定要素が多ある、もともと実現は難しいんだ、不可能に近い難しさ、実現が難しいんだ、このように見ておる表現が、かようなったものではなからうかと私はこのように受けとめたわけでありませうが、今の点についての太蔵省のお考え、御所見をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(門田寛君) ただいまお話がございました点でございますが、この財政計画をつくりました時点で、何といつても人員の問題、前提となる人員の問題がございまして、これが非常に議論を呼んだわけがございまして、とにかくこの財政計画を策定する委員会として何か新しいものを出すということも、当時の非常に流動的な国鉄をめぐる状況の中では不適当であらうということで、先ほど申し上げましたように、当時オーソライズされていた唯一のものであります三十二万人というものを前提にしたわけがございまして。そのほかペアをどう見込むとか、いろいろな問題がございまして、そういった国鉄をめぐる状況が非常に流動的でございます。それだけにこの計画どおりには実績がございまして、こういう表現になつておるわけがございまして、決してこの計画の意図したところが実現できないという意味ではございませんで、計画どおりになるといふことにはならないかもしれないが、そういう場合にもある種の幅を持つて、しかしその大宗は本家本元の国鉄共済の自助努力、こういうことでこういった表現になつたように理解しております。

○内藤功君 この三十二万人の数字、これがオーソライズされた数字だという問題については、また後でその点改めて聞きたいと思ひますけれども、一方で、太蔵省も恐らく含めて、国鉄の人員、人数は減らすべきだ、減らせ、こういうふうにいるいろいろお考えになり、やっておられる方が、試算では三十二万人の数字というものを減らさないでいろいろと試算をされる。私はこの点は納得できないのでございませう。

〔理事坂野重信君退席、委員長着席〕
そこで、次にお伺いしたいのは、今の答申の同じ第二の部分に「できる限り国鉄共済の自助努力等により対処する」、こういうふうにして書いてあります。もともと国鉄共済は財政破綻で自助努力がこれ以上できない、国が救済しない限りもう不可能である、自力ではどうにもならない、だから公務員共済、電電共済、専売共済など、いわゆる共済の仲間に対してちよつと面倒見てくれないかというところで、政府がみずからの責任と努力を尽くさないでこの三つの共済に責任を押しつけた、こういうふうにししか私にはとりやうがないのであります。大蔵大臣、伺ひますが、この財政調整五箇年計画で国鉄共済がうまく機能する、正常なレベルに乗る、こういうふうには本当にお考えでございませうか、そこらあたりの胸のうちのを明確にお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど来も申し上げましたように、六十五年度以降の毎年の赤字額は約三千億円と予想されます。したがって、国共済グループだけで国鉄共済の応援を行うということは不可能であらうというふうに私も思つております。したがって、公的利用者年金についてまず給付の一元化を行つて、そして六十五年度以降は広く公的利用者年金制度全体を通じての負担の調整というところでやつていかなきゃならぬようになるだらうというふうなことを申し上げておるわけがございませう。したがって、五カ年間で国鉄共済が軌道に乗るということではなく、入れ物を大きくした中での位置づけを行つていくという方向になるんではないか。したがって、その前に公的年金制

度のいわば中身の官民格差とかいろいろなことが言われておりますが、まず中身の制度改正をしておかなきゃならぬという考え方でございませう。

○内藤功君 私どもは異なる考え方を持っておりますが、大臣がどう考えているかという一端は今朝説明をいただきました。

そこで、次に国鉄にお尋ねいたします。
本年の一月十日に国鉄当局から国鉄再建監理委員会に対して基本方針というものが出されております。これによりまして、昭和六十五年度におきまして十八万八千人の要員で鉄道事業に当たると、こういう意見が出されております。現段階で政府としてこの数字をまだ政府が正式に確認したわけではございませうが、しかしもうすぐ国鉄再建監理委員会の答申が出るように聞いております。七月ですかに出るように聞いております。それを受けて政府としての正式な決定も行われるというところでございませうが、現在のこの三十二万人体制を先ほど触れましたように減らす、しかも相当思い切つた数を減らすという計画のように私どもは伺つております。

そこでお尋ねしたいことは、この財政調整五箇年計画というものを作成するに当たつて幾つかの前提条件がございませう。この中で国鉄共済の組合員数は現行の三十二万体制で動かない、こういう条件になつております。しかし、先ほど触れましたように、国鉄では鉄道事業に従事する者十八万八千人ということを言つておる、こゝまで減らすと言つておる。大蔵省はこの共済の監督官庁であります。財政調整計画で三十二万人で計算をやつておる。国鉄当局の描く絵とそれから大蔵省の描く絵では大きな差がここにございませう。したがって、財政調整というものの調整は五年たつてもうまいかないんじゃないか、こういうふうには思ふんです。万々一こういう共済年金の財政資金の不足というものが起きた場合に、その手当てを国鉄として国鉄の側からはどう考えているのか、これが一つ。

た基本方針とこれに基づく要員体制、これは十八万八千人にプラスして、関連の子会社ですか、あるいは関連企業への人の派遣、出向などを含めるといふと二十五万五千と聞いておりますが、そういう要員体制で試算をされるとおよそ掛金の収入はどれくらい減収になるか、これは数字的な面です。この二点をお伺いしたいと思います。

○説明員(小玉俊一君) ただいまお尋ねの手当てをどう考えるかという点でございませうが、これにつきましては、当初三十二万人というのは、今までのいろいろな答申を上げておられますように、現時点において公式に決められた数字であるというところでこれにスタートしたわけがございませう。その後の変動ということではございませうが、何分にも財政調整が今年度に入つて始まつたばかりでございまして、この要員が具体的にどのようになつて、一体どの程度の金額で影響してくるかというところは、なおもう少し推移を見ないといふ精密な計算ができないわけがございまして、そういった今後の事態の推移ということが一つございませう。そういったものを見ながら、また私どもは財政調整ということでは他の共済から援助をいただく立場でございませうので、財政調整の方々といろいろと御相談しながら考えていきたいというふうに思つております。

今の一点と二点とに関連するわけがございませうが、一体どれだけの金になるだらうかということにつきましては、今申し上げましたようにいろいろと変動要素がございませうので、これであるといふふうには正確にあるいは断定的には申し上げにくいのでございませうが、ごく大ざっぱに申し上げますと、二十五万五千という体制になつたときにはおおよそ二百億ぐらい掛金といひますか、いろいろな意味で収支が二百億ぐらいは狂つてくるのではなからうか。

○内藤功君 年間か。

○説明員(小玉俊一君) 年平均でございませうね、そういうふうには感じております。

○内藤功君 そうすると、長期給付財政調整事業

運営委員会、いわゆる財調委員会が大変御苦勞をしてつづられたと思ひますこの国鉄共済の収支見通しも、先ほどの国鉄の御答弁で明らかにならうに、年間約二百億円の数字が出てくる、こういうことです。財調委員会でも「計画策定にあつたての基本的考え方」という文書の中でこういうふう

に言つています。特に財政支援側の国家公務員等共済グループにあつても、決して長期的に安定した年金財政であるとは言えない。また「五年間」に限つた当面の対応策であり、「仮に六十五年」度以降も現行の財政支援体制であるとすれば最早支援は不可能であつて、支援体制の拡充、強化が是非とも必要である。と、こう述べているんですね。

私は掛金を値上げして給付水準を引き下げる、こういうようなごききな労働者いじめということとは絶対にあつてはならぬと、これが私の考えの基本であります。現状では各共済とも遅かれ早かれ財政破綻を招く。第二の国鉄、第三の国鉄というものが出てくる可能性も私はあると思ひわけなんです。

そこで、政府としてどのような技術的な対策をとらうとおひのか。先ほど大臣からその一端のお話がありましたが、今までの質疑応答の上に立ちまして、大蔵大臣のこれらについての御認識と明確な御答弁をさらに求めたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 結局は将来の高齢化社会等をも展望しましたならば、だれしもが二十一世紀あるいはそれ以後を見込んで、給付と負担とのバランスをどうしてみんなが理解してそういう仕組みをつくっていくか、こういうことに最終的には帰すると思ひます。そこで、それは昭和七十年にいわば一元化させよう、それまでの間はまず国鉄は国家公務員グループ、専売グループ、電電グループ、三百五十が公務員で、九十が電電で、十が専売というふうなことで、とりあえずこれは五年間の措置でございまして、そしてその後は、それまでに官民格差とかいろいろの問題がございまして、その格差というか、それをまず同質にし

ていつて、そうしてその中で今度は大きく国鉄共済をインクルードしてもらつて、そして七十年につないでいこう。大筋そういう政策を念頭に置いて年金担当大臣を中心としてこれからやつていこう、こういうことでございまして。

そこで基本的には、これは内藤さんも御指摘なさつておりますように、小グループ間の共済制度というのは確かに問題でございます。されば、その小グループを今まで助けた例として見ますと、石炭を全産業で助けた、助けたという表現は適切ではありませんが、全産業の負担の中で吸収したと申しましようか、そういう例はございまして、これはあくまでも保険制度という仕組みの上に立つておりますので、他産業の労使の負担においてそういうふうなことをしたことがありますので、まずはおおむね五年間というものの、今出されたばかりでございますけれども、一応の計画は立つておりますが、その先はそういう大きなグループの中でこれを吸収していかなきやならぬというふうな考へております。

○内藤功君 これらの問題は基本的な政策にかかわる問題で、いづれまた根本的な議論をするときに譲りたいと思ひます。次に、国家公務員等の共済組合の運営の問題についてこの機会に若干質疑を行いたいと思ひます。

近年、共済組合員の方々の中から、組合員の切実な要求や意見が最高議決機関である評議員会になかなか反映しない、こういう声があります。これは評議員の選任に当たりまして、各単位共済の代表者である各省の大臣が本省の厚生管理官または厚生課長を任命しているのが実情であつて、職員団体すなわち労働組合の代表が一人も加わっていない。したがつてここから来る問題ではないかと思ひます。

そもそも共済組合というのは掛金を払つている組合員、これが主役であります。これらの組合員によつて構成され、組織され、制度として維持運営されているわけでありまして、出資者であり、主

権者である組合員の要求や意見に対して十分に耳を傾ける、組合員の福利厚生を充実させていく、これが国家公務員共済組合連合会としての当然のあり方じゃないかと思ひます。

私がここで言つてゐる組合員という中には、いわゆる使用者としての政府の代表の方もおりますが、私の間わんとする真意は、憲法の団結権に基づいて職員団体、労働組合というものは存在しております。この方々は当然労働者側の利益を代表されるわけでありまして、被用者側の意見を代表されるわけでありまして、こういう代表を連合会の評議員会の中に加えるということまで含めた参加が今必要とされてゐるんじゃないか。これらの点についての大臣の御認識を伺いたいと思ひます。

○政府委員(門田實君) 現状でございますが、今先生おっしゃられましたように、連合会に評議員会というのがございまして、これは国家公務員共済組合法の規定によりまして、各単位共済組合の代表者がその組合員のうちから任命すると、こういうことになっております。現実には、各単位共済組合を代表する者として、今お話しにございましたように、各省の厚生課長でありまして、か厚生管理官でありますとか、そういう人が多いわけでございますが、そういう人たちが各省の各共済組合に一番責任を持つてゐるという福利厚生等をやつておる、こういうことから選ばれておるものでございまして、そう聞違つた制度の運営ではないというふうな私ども考へております。

ただ、今お話しにございましたように、もうちょっと一般の組合員の声を聞いてもらへるようになつて、そういうものが反映するようにしてほしい、こういうお話でございまして、実は今度の制度改正の改正法案におきまして、今の評議員会というものと、やや細かくなつて恐縮でございますが、現状は評議員会のもう一つ事前に運営協議会というものがございまして、これは労働組合の代表等が入つておるわけでございます。運営協議会というものは法律上の地位は持つていないわけでございます。

そこで、現在の運営協議会と評議員会をあわせまして一つの法律上のものとして新しい運営協議会と呼称しておりますが、そういうものを設けましてより一層組合員の声が反映するようにいたしたい、こういうことを改正案の中で考へております。

○内藤功君 私はさつぱらになぜこういう質問をするかという、三年続いて人事院勧告の凍結、抑制が行われてゐる、そこに持つてきて掛金の引き上げがずっと続きまして、こういうところから一般の組合員の人が運営方法に厳しくなつてきたということが今各役所の空気にしてあるんですよ。大臣も聞いておいていただきたい。そういう中でこれは大きな問題だと私は思ひから取り上げてゐるわけですね。確かに厚生課長や管理官の方はそれなりに知つておられることは私は認めます。こういう人に入つてもらつていいんです。そのほかに職員団体、労働組合の代表もあわせて入れるような改善をこの際考へるべきだというのが私の意見です。今門田さんのおっしゃつた運営協議会のこと私も私はよく知つております。これには労働組合、職員団体の人も入つてゐるわけなんです。ただ、そこに入つてゐるから一段上の兼ねたというわけにはいかないんで、ちょっとそこあたりはやや苦しいお話じゃないかと私は今承つておつたわけでありまして。

繰り返しになりますけれども、この共済組合の組織運営に基金の拠出者である労働側の代表が一名もこの評議員会に入っていないというところは、これは多くの組合員が納得できない。下部機関的なところに入つてゐるからあわせて一本だというのは、ちょっとこれは私としては納得できないというところを申し上げておきたいと思ひます。

特に法律の条文を引いて何ですけれども、この国共法第九條四項をこらういただと、「一部の者の利益に偏することのないよう」と、こういうふうな特にわざと法律の本文において規定をされておるじゃありませんか。しかも連合会の理事長及び監事は大蔵大臣が任命されるものであり

ます。これまでこういう方々の御経歴を私なりに調べてみましたら、いわゆる天下りの指定席というふうには感じらるるであります。こういう実態はどう見てもこのままでよいという事は言えないのであつて、連合会使用者である政府側がコントロールしやすい仕組みになつてゐるんじゃないか。国民に対して、また一般職員に対しては、労働組合に対しても納得のいく説明が必要じゃないかと思ふんです。この点に關して、こういうものはそう苦しい努力の要らないものなんです。改めるお考えはないのかどうか、この点大臣のお考えを伺つておきたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登) 先ほどもお答えいたしておりましたように、理事長の諮問機関としての組合員が直接委員となり得る運営協議会、これは法的な地位はおっしゃるとおりでございます。したがつて、今提出しております制度改正の法律の中では運営協議会を現行の評議員会のかわりに新たに設けることとして国会に提出しておりますわけでございまして、そういう措置はなされておるといふふうにお受けとめ願ひたいと思ひます。

○柄谷道一君 共済年金問題につきまして、私は既に内閣委員会で恩給と共済年金との関連、特に年金算出の基礎給与と実質価値維持のためのスライド問題、また自衛官の国家要請に基づく若年定年と共済年金水準及び掛金率の關係、さらには年金法改正の連合審査で国鉄共済の財政調整の前提となつております基礎数字の変化に伴う対応の問題等々について質問をしてまいりました。また、この年金問題には、その他にも国鉄共済スライド停止問題と実質価値の維持の問題、他の公的年金との調整問題等々多くの基本的問題があるわけでございまして、しかし、本日の質問時間は極めて限定されておりますので、それらの問題は改めて共済組合法本体の審議の際に質問することといたしまして、本日はまず共済年金額改善の前提となつております公務員給与についてお伺ひしたいと思ひます。

人事院は既に五月の連休明けから民間給与の実

態調査に入りまして、本年度の人事院勧告に關する作業を精力的に進めていられると承知いたしておりますが、本年度の勧告に対する人事院総裁としての基本的姿勢についてまずお伺ひをしたいと思ひます。

○政府委員(内海倫君) ただいまお話しのように、人事院におきましては、鋭意公務員の給与につきましては既にその調査を完了し、一般民間の給与調査に努めておるところであります。これもおおむね六月中、下旬にはその調査を終えることになろうかと思ひます。引き続きまして、官民較差のはじき出しというような作業をし、さらにそれらをまとめて報告し勧告を申し上げたいといふふうな手順を運ぶつもりでおります。

さて、この勧告に際しまして私どもいかにやうな考えに立つていろいろ考えなければならぬところでございしますが、既にたびたび御答弁申し上げておりますように、人事院による勧告というものは公務員にとりましては給与改善のほとんど唯一の機会でありまして、これへの期待といふものは非常に大きいわけでございまして、そして、その期待に沿ふことによつて公務部内における士氣の高揚あるいは労使關係の安定といふふうなものに大きく影響してゐるわけでございしますので、私どもとしましては何としても、この私どもの行う勧告が、国会におかれまして、また政府におかれまして、ぜひ実現をしていただけるやうに、何とか報告あるいは勧告の内容あるいはそれを取り扱う過程におきまして努力をいたしたい、結論は、何としてもこれを実現していただくやうな最大限の私どもの努力をしていきたい、かやうに固く決意をしておるところでございします。

○柄谷道一君 官民較差の是正は当然でございしますが、公務員給与は昭和三十三年に當時までの十五級制度が八等級制度に大きく改編されました。そして三十九年に新八等級制度が差足したわけだと思ひます。それから約二十数年たつてゐるわけですね。報道によりますと、今回の勧告に当たつては官民較差の是正だけではなくて、現行の一般

行政職俸給表八等級制を十一等級制に改める、これに準じて他の俸給表にも新等級を加える、また専門技術職俸給表を新設する等々の体系そのものの見直しを行う考えを固めた、この報ぜられております。その意図するところは、何でございましょう。時間がございませぬので細部は結構ですが、基本的な考え方を示し願ひたい。

○政府委員(鹿見皇治君) ただいまお話しございましたとおり、現在の給与制度自体についても検討を行つてゐるところでございします。行政職一等の場合で申しますならば、三十二年以降さまで職制が分化いたしました。現在では同一等級の中に幾つかの職制が混在してゐるという現象がございします。給与の職務給という原則からいいますならば、この混在をできるだけ解消いたしまして、職務給の原則を確立したいといふことで三つほど等級を設けます。これによりまして現在の八等級制が十一等級制になる、これが等級の再編といふことでございします。

それから専門技術職俸給表、これはまだ仮称でございまして、あるいは行政職(三)表というところになるかもしれません。これは三十二年當時はまだ少数でございした職員が、その後の情勢の変化によりましてかなり専門的な職種という形で大きくなつてきてゐる。こういう専門的な職種でその道一筋というやうな職員を行政職(一)表から取り出して新しい俸給表をつくりたい、簡単に申しますとそういう形で現在の給与制度の改正を行いたい、大方の納得が得られますならば、これを今年度の勧告に盛り込んでまいりたい、かやうに考えてゐるわけでございします。

○柄谷道一君 人事院総裁、他に会合の予定があるようでございしますから結構です。そこで今度防衛庁にお伺ひしたいんですが、今人事院が申されましたように、昭和三十一年以来二十八年度に情勢の変化に対応する体系の組みかえが行われようとしてゐるわけでございします。そこで自衛官の給与について若干の御質問をいたしたいと思ひます。

私が今さら申し上げるまでもなく、自衛官といふのは有事に際して生命の危険を顧みず任務の遂行を要求されます。その勤務態様がそのために厳しく規制されてゐるだけではないで、その基本的な人権すら場合によっては放棄することが求められております。しかも一般の公務員と異なり、任官に当たりまして服務宣言を求められまして、法令に違反した場合は禁錮刑などの罰則規定が定められてゐるわけでございします。このように厳しい職務環境にもかかわらず、給与面ではその後改善が制度的におくれ、一般公務員との間に不公平が生じてゐるのではなからうかと思ひます。

例えば将について考えてみますと、自衛官俸給表によりまして同じ将も(一)と(二)に区分され、俸給月額が異なつております。将(一)の俸給表は統幕議長、幕僚長、方面總監などに適用させ、これは指定職の扱いを受けてゐるわけでございしますが、将(二)は階級は同じでも行政職の扱いがされてゐるわけでございします。私はこの歴史をいろいろ調べてみたのでございしますが、将(二)は昭和三十一年までの十五級制当時、本省の局長、これは特に重要もしくは困難な仕事という断りがついておりましたが、それと対応させて同じ十四級の扱いを受けておりました。新八等級制の実施以来、その局長が統幕議長、方面總監、幹部学校校長等と同じ指定職になつておりますが、将(二)は行政職(一)の一として据え置かれております。また特別重要、これから特重ないしは困難という表現を使いますが、特重困難以外の本省庁局長や管区局長、これも特重困難がついておりますが、これはかつて将補と同じ十三級でございしましたが、これらの人は将(二)を飛び越えて現在指定職になつております。同じ十三級の位置づけられておりました将補は行政職(一)の一のままになつております。これは制度的に見るならば大きな不合理ではないか、こう思ふわけですね。建前論で言へば、私は昭和三十一年までの延長線で言へば、これは将(二)は指定職にするのが筋である。一挙にこの改正ができない場合といへども将(二)の現在処遇を受けてゐる者の中で、一

般公務員の場合がそうでございますから、その職務の複雑性、困難性、責任の度合い等、その職責というものをもう一度精査して指定職に相当する将(二)のポストについてはこれを指定職に格上げする、こういう配慮をしていかなければ一般公務員との間に格差が生じ、不公平感が起こったのでは問題がある、私はこう思うわけでございます。いかがでございますか。

○政府委員(友藤一隆君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、かつては十四級、十五級の格付を将について行っておりました。当時比べまして大変処遇が悪くなっておるのではない、こういう御指摘でございますが、御指摘がございましたように、将には二種類現在ございまして、今おっしゃいましたように、非常に対応官職が広うございます。統幕議長、各幕議長、方面総監を初め、方面の幕僚長あるいは地区の補給処長、こういったところまで現在将という形で階級が構成されておりますが、そういった幅広いということをお前提にいたしまして、警察予備隊当時から、これを二つに分けて、将(一)、将(二)ということでおるわけでございます。

ただ、片方の十五級に相当しておったところは指定職のままで来ておるけれども、片方が非常に片手落ちではないか、こういう御指摘ももっともでございますが、実は私も同じく思っています。そういう御指摘もございまして、逐年、処遇改善ということで職務の複雑性、困難性あるいは責任の度合いなど、指定職に相当いたします将(二)のポストにつきましては、毎年度、指定職への格上げの要求等を行いまして、関係機関の御理解をいただきながら今日まで鋭意努力をしておりました。数字で若干申し上げますと、三十一年当時将の定員が二十六、そのうち甲が九、十四級格付の乙が十七、こういう形でございまして、今日、六十年定員では、指定職でございます将(一)が五十六、一等級相当の将(二)が四十と、こういう形で指定職の数もふえてきておるわけでございます。ただ、まだ相当数の将(二)が残っておるわけでござい

ます。御指摘のとおり残っておるわけでございますが、一面には新編もございまして、相当部分処遇改善ということもございまして、下の方の将補から将(二)の方へ格上げをいたしました部分もございまして、自衛官の職務の重要性、任務の重要性等を勘案しまして、個々の官職について鋭意また検討を行いまして、指定職に見合うものにつきては、その格上げの努力等については十分推進してまいりたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 自衛隊というのは階級社会ですね。したがって原則は一官一俸給、等級は分かれますけれども、これが私は建前だろうと思うんですね。この点についてはぜひ見直しをお願いしておきます。

それから次に同じく一佐でございますが、これは旧軍時代、大佐イコール本省課長ということではございましたので、これを受けて、現在の一佐の俸給月額が行政職(二)の二等級の俸給月額を基準俸給月額とする、これがスタートであったと思うのでございます。しかし、十五級制時代は、本省庁局長、本省庁課長と同じ十二級にランクされておりました。その後、部長の大部分は指定職になっております。また課長の多くは行政職(一)の一になつておるわけでございますが、一佐は依然として行政職(二)の二のままでございます。これも将と同じように制度上問題があると思うのでございます。将の場合は方法論を申し上げましたので、ダブルことは避けませんが、これも同様に見直す必要があると思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(友藤一隆君) 今御指摘のとおり、確にかかつては十二級にリンクをしておったわけでございます。三十二年から三十九年にかけて改定がございました際に、基準俸給について対応等級はまじしく法令上の規定どおりやったわけでございますけれども、一般職におきまして職務の見直し等が逐次行われまして、今日、かつての二等級の一般職のポストというものがほとんど一

級に格付をされておるという現状であることも私どもよく承知をいたしておまして、一佐の基準俸給の問題等について頭を痛めておるわけでございます。

実情を申し上げますと、三十年当時約五百人程度でございました一佐の定員が、逐年格上げ等を行つておまして、現在二千八百人ほどの数になつてきております。したがって、これも将のところで似たような事情でございすけれども、相当幅広い職務構成になつておまして、各幕僚監部の課長はもとより、室長、班長、あるいは上級司令部の部長、課長、さらには連隊長、艦長、隊司令、群司令、学校、補給処、病院の部長等、非常に幅広いものでございます。したがって、非常にこの中におきましては、一佐の官職を一等級とすることで見合うではないかという部分もあらうかと思ひます。ただ、格付といたしましては、一つの官につきまして一つの等級を現在対応させておるのが原則でございすので、一佐全員二千八人の官職をすべて一等級に对应させるということは大変困難であらうかと思ひます。このような職務格付の適正化につきましては、いろいろ従来から御指摘をいたしておりましたので、一般職の給与制度の見直しの趣旨等を踏まえまして検討をさらに進めてまいりたいと思つております。

○柄谷道一君 中堅隊員の給与、特に准尉、曹長の俸給表の格付は、当初警察官の警部補に对应して決められたと私は理解いたしておりました。ところが、実態は、地方公務員である警察官との間に格差が生じております。これは地方公務員だといふことで横に置くとしても、同じ国家公務員である例えは皇宮護衛官の警部補は、約五〇%以上が公安職(一)の四等級に格付されておりますが、准尉、曹長はすべて公安職(一)の五等級でございまして、これは一等級の差が生じております。また皇宮護衛官は、私の調査によりますと、最終俸給は公安職(一)の四等級でほとんどの人が退職してはおりますが、これは自衛官の若年定年という

関係もございすけれども、准尉、曹長はすべて公安職(一)の五等級で退職していつている、これが実態でございす。

これも当初の対応、準拠に比べて若干の問題とありますが、若干というよりも多く問題が生じていると私は認識するわけでございす。これらも今度は人事院が根本的に変えようというんですから、やはり矛盾は矛盾、低ければこれを是正する、他の公安職と均衡を失ふことがないように改めていくというのが私は筋であると思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(友藤一隆君) ただいま御指摘になりました准尉、曹長のリンクの問題でございす。が、この階級につきましては、かつて三尉の下がすく一曹ということで、その間二階級を入れたという形になりました。現在三尉から二曹までの基準俸給が五つの段階に本来わたるべきものが、一つの警部補の標準的な職務等級とされま公安職の五等級にリンクをせざるを得ない、こういう実情にあるわけでございまして、こういった制約等も大きな原因にはなつておると思ひますけれども、今御指摘のございました公安職の方の係長、主任クラスの警部補の実態につきましては、一部に公安(一)四等級の適用を受けていらつしやる方がいらつしやるということも承知いたしております。

ただ、公安職につきましては、自衛官とは個々の任用上の相違でございすとか、あるいは私どもにございません昇任試験制度等の問題等もございまして、一概に相互の厳密な比較はなかなか難しいところであらうかと思ひます。しかしながら、こういった四等級に適用になつておられる方もいらつしやるという実態も踏まえまして、特にこのクラスの隊員、曹長、准尉につきましては、部隊の中核でもございすし、幹部と士との間にあつて大変重要な役割を担つておるといふこともございすので、その処遇改善につきましては努力をいたしたいと考えております。

○柄谷道一君 次に、二佐以下一士までは公安職

の(一)でございます。ところが二士、三士、これは公安職(二)ということになっているわけでございます。警察官は全部公安職(一)に準拠されていると思えます。これは私は海上保安庁の保安官にのみで公安職(二)にしていると思うんですけれども、これも含めて、警察官との間に格付準拠について差があるということとは私は問題ではないかと思うんです。これはもう数百年の古いことかと思う、公安職(一)にしても、これはもう精神的な問題で、それから、せめて警察官と同じ準拠規程をつくってしかるべきだと、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(友藤一陸君) 二士のリンクの問題でございますが、実は二士につきましても、採用基準が中学校卒業程度の学力ということになっておりますこと、それからもう一つは、二士の在職期間がほとんど一年以内、新隊員として入るのが二士でございますので、一年以内に教育を終えまして一士に昇任する、こういう状況で、主として教育期間である、こういうことの考慮がございまして、現在二士の給与が公安関係職員の一歩低い初任給でございまして公安職(二)の七の二に準拠しておりますという実情は御指摘のとおりでございます。

ただ、確かに自衛隊の一士の隊員とそれではどう違うのかと、こういう話になりますと、基準がいろいろ分かれておるといふことにつきましても、必ずしも十分な理由がないのではないかと、こういう御批判もございまして、やり方も非常に複雑であるという御批判もございまして、私どもも検討してまいりたいというふうに考えております。

○柄谷道一君 私時間関係で質問を省略しますが、その他にも、例えば自衛官は自衛隊法五十四条で二十四時間勤務体制をとっておるといふところから、俸給表の俸給月額を算出するに当たって極めて複雑な計算方法をとっております。また人事院勧告が出されますと公安職俸給表をもとに調整率を算出した、調整手当の実態調査結果をもとに俸給月額を算出しておるようでございますけれども、これももっと勤務の性質に応じて簡素

化していく必要があるのではないかと。さらに自衛官というのはその性格上移動性が高いということの理由をもつて調整手当についてはその平均額を算定しておる。これでは調整手当の意味、性格が出てこないわけでございます。これらについても、調整手当は地域性格としてこれを支給し、別途移動性が高いことに対する配慮を加えていくなど、これまた合理化の必要性がある、私はこう思っています。答弁をいただきますと時間がなくなりますので問題点として指摘しておきたい。

私は、時間関係ではしりましたけれども、幾つかの自衛官の俸給に関する問題点を指摘いたしました。五十七年三月十二日の予算委員会、我が党の栗林委員が当時の伊藤宗一郎防衛庁長官に対してこのことをたゞしてあります。その際「ただいま人事院におきまして昭和六十年を目途に給与制度全般の見直しを検討中であるということでもございまして、防衛庁におきましても六十年を目途にそういう流れの中で十分検討いたして改善の努力をいたす所存でございます。」「これが当時の長官の答弁でございました。今公務員制度全般についての給与の見直しが行われようとしております。私は、この流れの中で問題点を十分に精査してその改善に努めていく。それによって、言葉で精強な自衛隊とて言うだけではなく、不公平感をなくして勤務に精励できる地盤がつくられていくのではないかと、このように思っています。この点について篤と要望いたしておきたい。

そこで、最後に大蔵大臣にお伺いいたしますが、もう時間もありませんので簡潔に申し上げますが、大臣は給与関係閣僚の主要閣僚の一人でございます。ILO条約勧告適用専門委員会が五十九年五月、また結社の自由委員会は五十九年十一月に勧告制度の見直しを求める報告書を出しております。人事院制度の維持が近年の規制、抑制によつて形骸化しているということになりますと、私はもうこの際恒久的制度として現在の公労委における仲裁機能と同じ機能を代償機能として持た

せるべき時期に来ておるんじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

第二に、昨年十月三十一日に官房長官談話を発表しております。さらに総務庁長官は、六十年に完全実施のために全力を尽くす、仮に完全実施ができない場合でも積み残し分を含めて六十一一年に完全実施する、この約束されております。現在の予算に計上されております給与改善費では到底賅えないと思ひますけれども、このいわば政府公約を実現するために、どのような方法でその財源を捻出、調達をしようとするのか。この二点を承りまして質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) 第一番目の問題は、第三次の公務員制度審議会の答申、それから第二臨調の基本答申におきましても、人事院勧告制度によるべきものである、こうされております。政府としては、今後とも労働基本権制約の代償措置の一つであるという基本認識の上に立つて人事院勧告制度を維持尊重してまいりたい、こういうことに方針を決定いたしております。

それから第二番目の問題につきましては、確かに官房長官談話というものがございまして、完全実施は当然のこととしてこれを尊重するという基本方針に基づいて、仮にもしという前提の中で、下回らざることをございまして、そういう表現で努力目標が提示されておることは私も十分承知しております。

御案内のように今一％でございます、予算上計上してございまして、それらが現段階で、財源出るかというところがまだわからない段階で、財源についてあらかじめ私が予測するわけにはまいりませんが、従来経験等からいたしますならば、かつては五％給与改定費があったこともございまして、いわばあかしとしての一％というものを計上いたしておるわけでございますので、従来ともいろいろなる形で財源を調達して補正予算等でそれに充てたという過去の経緯だけを申し上げて、窮屈なようでございますけれども、まだ出ない前に来年のことを言うというのはお法度の方でございます。

いますので、それでもって、窮屈なようでございますが、御容赦をいただきたいと思ひます。

○委員長(大島友治君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(大島友治君) 速記を起こして。他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対して、反対する立場から討論を行います。

本法案は、昭和五十九年度の国家公務員給与額の引き上げ平均三・三七％に準じて年金額を引き上げ、同時に最低保障額の引き上げを盛り込み、旧公共企業体共済法に基づく五十八年度退職者の退職年金の引き上げが行われております。しかしこれは極めて不十分であります。本来、五十九年度の人事院勧告が六・四％でありながら実際は三・三七％の低率に抑えられております。また、物価の上昇率は五十九年度約二％であり、五十七年度からの積み残し分を合わせると約四・八％になり、この点から見れば、三・三七％の引き上げにとどめることは、実質上人事院勧告スライド制及び物価スライド制をなし崩しにするものであり、この点で容認することができないのであります。

また、人事院勧告スライド制の経緯を見ますと、五十七年度に人事院勧告が見送りとなったこととに伴い、五十八年度の年金給付額も凍結され、さらに五十八年度の人事院勧告が六・四七％であったにもかかわらず、公務員給与の引き上げ率が二・〇三％にとどめられたことにより、昨年の年金給付額は平均二・〇％の低率に抑えられたのであります。このように実質的給付水準が引き下げられ、年金受給者の生活を著しく脅かすものとな

っております。

さらに、本法案では、国鉄共済年金の受給者については、今回も引き上げを見送るなど大変冷たい措置であります。

私どもが従来から指摘しているように、今日の国鉄共済の財政危機、破綻は、まさに政府・自民党の政策上の失敗が招いたもので、圧倒的多数の国鉄労働者にはその責任を問うことはできないのであります。しかるに、政府はその負担を労働者に転嫁し、何ら責任をとらず、逆に国公共済や電共済、専売共済等に助成援助を強いているのであります。

ただ単にこれらの最大の理由として引き上げ停止措置を認めることは、結果的に賃金、物価スライド制等、これまで労働者の運動によって築いてきた諸権利や制度の破壊に導くものであり、到底認めることはできないのであります。同時に、このようなやり方を認めるならば、年金生活者を初め社会的弱者の生活は一層圧迫され低下することは明らかであります。

以上が本法案に反対する理由であります。これをもって私の反対討論を終わります。

○委員長(大島友治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大島友治君) 速記を起こして。

それでは、これより採決に入ります。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島友治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

穂山君から発言を求められておりますので、これを許します。穂山君。

○穂山君 私は、ただいま可決されました昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一、ここ数年の人事院勧告の抑制によって人事院勧告適用対象者と仲裁裁定適用対象者双方の給付水準に差が生じていることは、誠に遺憾である。

今後、共済年金増額指標の基本となる人事院勧告の完全実施に向けて最大限の努力をすること。

一、国鉄共済組合に対する財政調整事業の昭和六十五年以降のあり方については、公的年金制度に対する信頼性を確保するため、他の公的被用者年金制度との調整を図るよう配慮し、その解決策につき早急に検討に着手すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(大島友治君) ただいま穂山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島友治君) 多数と認めます。よって、穂山君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして十分検討したいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(大島友治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第六〇四二号)(第六一三三三三)(第六一八二二二)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第六二二七号)

一、米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願(第六二八四号)

第六〇四二号 昭和六十年五月十日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季九四五ノ六四八

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六一三三三 昭和六十年五月十一日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町二ノ一〇ノ三〇

紹介議員 青木 将 外百三十九名

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六二七二一 昭和六十年五月十四日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市今山三、四六五

紹介議員 沢見 初性 寛子君

請願者 千葉県柏市若葉町三ノ二〇 久保田英子 外百三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六一八二二 昭和六十年五月十三日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町二ノ一〇ノ三〇

紹介議員 青木 将 外百三十九名

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六二七二一 昭和六十年五月十四日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市今山三、四六五

紹介議員 沢見 初性 寛子君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第六二八四四 昭和六十年五月十五日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季四ノ一ノ二〇

紹介議員 二ノ五〇二 小林利幸 外百二十九名

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六二八四四 昭和六十年五月十五日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季四ノ一ノ二〇

紹介議員 二ノ五〇二 小林利幸 外百二十九名

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六二八四四 昭和六十年五月十五日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季四ノ一ノ二〇

紹介議員 二ノ五〇二 小林利幸 外百二十九名

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第六二八四四 昭和六十年五月十五日受理

米空母艦載機の下総航空基地使用反対に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季四ノ一ノ二〇

紹介議員 二ノ五〇二 小林利幸 外百二十九名

昭和六十年六月十一日印刷

昭和六十年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局